

令和7年第1回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和7年3月12日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和7年3月12日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	散 会	令和7年3月12日 15時41分			議長	西 昭 夫	
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名 欠員 0名
	1	由本好史	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	向出 健	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職 氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	税住民 課 長	石原千明	○	
	参事兼商工 観光課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	会計管理者	増田紀子	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
	企画調整 課 長	草水英行	○				
職務のため 出席した者 の職 氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 任	東浦 翼	○	
会議録署名議員	6 番	山 本 翔 太	7 番	向 出 健			
議事日程	別紙のとおり						
会議に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

# 令和7年第1回笠置町議会議録

令和7年3月12日～令和7年3月26日 会期15日間

議事日程 (第1号)

令和7年3月12日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 施策方針
- 第5 同意第1号 笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第6 議案第2号 笠置町組織条例一部改正の件
- 第7 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 第8 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件
- 第9 議案第5号 笠置町参与の設置に関する条例一部改正の件
- 第10 議案第6号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第11 議案第7号 笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 第12 議案第8号 職員の旅費に関する条例一部改正の件
- 第13 議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件
- 第14 議案第10号 笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 第15 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件
- 第16 議案第12号 笠置町企業版ふるさと納税基金条例制定の件
- 第17 議案第14号 笠置町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例一部改正の件
- 第18 議案第15号 笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件
- 第19 議案第16号 笠置町子ども・子育て会議条例一部改正の件
- 第20 議案第17号 笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第21 議案第18号 笠置町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件

- 第22 議案第19号 令和6年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件
- 第23 議案第20号 令和6年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件
- 第24 議案第21号 令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件
- 第25 議案第22号 令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件
- 第26 議案第23号 令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第4号）の件
- 第27 議案第24号 令和7年度笠置町一般会計予算の件
- 第28 議案第25号 令和7年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件
- 第29 議案第26号 令和7年度笠置町介護保険特別会計予算の件
- 第30 議案第27号 令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第31 議案第28号 令和7年度笠置町簡易水道事業会計予算の件

開　会　　午前9時30分

議長（西 昭夫君）　皆さん、おはようございます。

寒暖差の激しい日が続いています。体調管理に十分御留意をいただきますよう、お願い申し上げます。

本日ここに、令和7年3月第1回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、議員におかれましては、簡明で節度ある発言をしていただくよう御留意いただき、町長はじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの議員、職員及び傍聴人は、電源を切っていただくか、サイレントモードに設定してください。あわせて、撮影、録音、通話等を禁止いたします。

---

議長（西 昭夫君）　ただいまから、令和7年3月第1回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（西 昭夫君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、山本翔太議員及び7番、向出健議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをします。

---

議長（西 昭夫君）　日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君）　異議なしと認めます。会期は本日から3月26日までの15日間に決定しました。

---

議長（西 昭夫君）　日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

1月10日、京都府町村議会議長会議が京都市内で開催されました。議長会の定期総会に向けての事前調整を行いました。

1月12日、笠置小学校体育館にて、令和7年の笠置町消防団出初め式が開催され、各議員とともに出席をいたしました。

翌13日には、南山城村やまなみホールにて、令和7年二十歳のつどいが開催されました。今年度に二十歳になられた、笠置町、和束町、南山城村合わせて47人が集われ、各議員とともに祝いをいたしました。

1月21日、地方公共団体の果たすべき役割の重大さを十分に認識し、地域住民の代表として、地方自治の本旨に基づき、町村議会の責務と役割の重大さを自覚するとともに、町村行財政運営の一層の効率化、適正化を推進し、地方自治の振興発展に尽くすため、京都府町村議会新任議員研修会が京都市内で開催され、西朋子議員と山本翔太議員が出席をいたしました。

1月25日、宇治市において2025年部落解放同盟山城地区協議会荊冠旗開きが開催されました。近年、インターネット上の差別書き込みや反戦平和の取組強化などの様々な課題解決に向け、団結を打ち固められました。

1月31日、京都市内で、地方議会が有する共通の行政課題等に関し、府議会と市町村議会が共通の理解と認識のもと、諸課題に対応できるようにと、京都府議会・市町村議会正副議長会合同研修会が開催され、出席をいたしました。

西脇京都府知事の講演を拝聴した後は、知事のほか、副知事、府議会と市町村議会の正副議長による意見交換会が開催されました。

2月5日、6日には、京都府町村議会議長特別研修会が開催されました。東京都内に出向き、防衛省を見学した後、防衛副大臣の本田太郎衆議院議員をはじめ、宮崎雅夫参議院議員、鈴木宗男参議院議員、ほか4名の国会議員と面談し、町の諸課題について意見交換をいたしました。

2月13日には、市町村の新たな行財政課題や時事問題等への対応をテーマとした講演を通じ、トップリーダーとしての認識を深め、自治体間競争時代に勝ち残る、オンリーワンの自治体づくりに資することを目的に、市町村トップセミナーが京都市内で開催され、向出副議長と出席をいたしました。

歴史作家のかわいあつし氏と、政治ジャーナリストのあおやまかずひろ氏の講演を拝聴しました。

2月21日、京都府町村議会議長会の第75回定期総会が開催されました。総会では7年度事業と予算が可決されたほか、当会元会長に対し西脇知事から感謝状が、府内の町村議会の議長として5年以上の在職者2名と、議員で11年以上の在職者4名に京都府町村議会議長会表彰が、全国議長会表彰としては、議員歴15年以上の議員5名の方が表彰されました。

なお、当町から前議會議員の大倉博氏が11年以上在職されたとして、京都府町村議会議長会長から表彰状が授与されました。

2月24日、かねてから建設が進められていた主要地方道「宇治木屋線鷺峰山トンネル」が開通したことを祝し、開通式が開催され、由本総合常任委員長と出席をいたしました。

宇治田原町から和束町への移動が大幅に短縮されることにより、現在建設中の新名神高速道路から当トンネルを抜けて笠置町への来訪者の増加が今後期待されます。

また、同日には和束町制施行70周年記念式典が開催され、出席をいたしました。

これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

以上、議会報告を終わります。

議会運営上、今定例会におきまして、不穏な発言があった場合には、後日、会議録を調査し、善処いたします。

また、質疑につきましては、全ての議案につき、発言通告をされた議員を先に指名します。発言通告者は、まず通告内容に従い質疑をしてください。通告以外の質疑につきましては、後ほど行っていただきます。

質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議員につき、同一の議題について3回までとしますので申し添えます。

なお、本日審議を予定している議題のうち、施政方針につき、発言通告書の提出があったことを申し添えます。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（山本篤志君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに令和7年3月第1回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、全員の皆様の御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

一日の寒暖差が大きく、不安定なお天気が続いておりますので、体調には十分御留意いただきたく存じます。

それでは、町政の状況について報告させていただきます。

2月1日土曜日に笠置いこいの館において、町制施行90周年イベントとして、

2025・食の祭典「KASAGI鍋フェスタ」を開催いたしました。鍋ゾーンには町内事業者を含む15店舗、グルメゾーンには23店舗が出店され、ステージでは保育所園児、小学校児童の太鼓の発表や地元サークルのフラダンス、キャラクターショーなど、終日にぎわいをみせておりました。

好天にも恵まれ、約8,000の方にお越しいただき、心配しておりました交通渋滞や大きなトラブルもなく、フィナーレの花火打ち上げまで、盛会のうちに無事終えることができました。

議員の方々、各地区の区長の皆様には、当日の運営に御協力いただきましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。

また、3月29日土曜日には、さくらまつりを開催し、90周年記念としてのイベントは終了することとなります、交流人口を増やし、にぎわいあるまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

本定例議会に提出いたしました案件は、同意1件、議案は補正予算5件、当初予算5件を含む26件でございます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（西 昭夫君） これで、諸般の報告を終わります。

---

議長（西 昭夫君） 日程第4、施政方針を行います。

町長より、施政方針の申出がありました。これを許します。町長。

町長（山本篤志君） 本日ここに、令和7年3月第1回笠置町議会定例会の冒頭に当たり、施政方針を申し上げる機会をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

この施政方針は、昨年6月にお示しいたしました「町政運営の所信」を基に議論を重ね、令和7年度に町政の取り組む基本的な方針、進めていく施策をお示しするものでございます。

令和6年には町制施行90周年を迎える歴史と自然に恵まれた町として発展を遂げてまいりましたが、幾度となく大規模災害にも見舞われてきたこと、少子高齢化が進み、人口は減少の一途をたどっているなど、現在の本町は、大変厳しい状況に置かれているものと言わざるを得ません。しかし、いかなる困難であっても町民の皆さんには、笠置を愛する心と強い絆で励ましあいながら難局を乗り越えてこられたことから、「未来へとしっかりと繋いでいく」、それが今の私たちにとっての一番の責務であると考えています。

未来へとつなぐためには、住民の皆さんのが笑顔で安心・安全に暮らすこと、そして希望

が持てること、新しいことにチャレンジできることが必要であると考え、本町は「希望を生むまち」、豊かな自然を生かし「自然との共存」を掲げて、100周年に向けて取り組むことをここに宣言いたします。

次に、新しい町の活性化、にぎわいづくりの創出についてでございます。

観光の町である笠置町にとって、活性化とにぎわいづくりの原点は、多くの皆様に笠置を訪れていただくことだと考えます。そのためには、自然と歴史、町の名所、町での体験や店舗など、あふれる魅力の発信と、観光ニーズに合わせた受入れ体制の構築が必要であると考えます。

今春、観光協会によるキャンプ場の運営が終了することから、町の出資による新会社「株式会社希望とかさぎと（仮称）」を設立し、運営を引き継いでまいります。

新会社では、キャンプ場の運営を引き継ぐとともに、利用者のニーズに応じた設備の充実、閑散期を中心に各種イベントを実施するなど、新たな利用者の拡大を図ってまいります。

歴史的事業をはじめとするその他の観光事業では、新会社と観光協会との間で業務委託契約を締結し、新たな観光ツアーの実施等による観光来訪者の増加に努めてまいります。

新会社におけるその他の業務として、今年度は90周年実行委員会を主体として実施していた各種イベントの検討・実施を引き継ぐとともに、空き家バンク、移住定住促進事業など、従来町が担っていた業務も新会社に移管することで、商工観光業務の一元化を図り、商工会や京都府、お茶の京都DMO、民間企業とも提携することで、観光・商業ニーズに対して、柔軟で即効性のある対応を行ってまいります。

新会社の具体的な運営については、代表取締役には私、町長が就任、町より職員を派遣するとともに、町内各種事業者にも企画・運営に参画を求め、また起業人（観光振興プロデューサー）をはじめとする「KASAGIこのゆびとまれプロジェクト」に参画表明をいただいている、個人や事業者の方にも参画を呼びかけるなど、新しい観光の創出、新たな投資の誘致を図ることで、「希望を生むまち」を観光面から支えるとともに、町内事業者の皆さんが「稼ぐ町・笠置」を実感していただけるよう取り組んでまいります。

なお、新会社の設立は、今議会での承認を得た上で、令和7年7月1日からの業務開始を目指して準備を行うこととし、職員派遣の改正条例は、次回の定例会での上程を予定しております。

次に、いこいの館の営業再開についてでございます。

令和元年より休止中の「わかさぎ温泉・いこいの館」は、これまで町民の皆さん、またキ

キャンプ場来訪者をはじめとする観光客の皆さんからも、営業再開を求める多くの声をいただいておりましたが、様々な検討を重ねた結果、まずは温浴施設部分の再開を目指すことにいたしました。

具体的には、温浴施設部分の改修に6, 000万円から1億円が必要と試算されており、令和7年度において、企業版ふるさと納税や投資等で改修費用の確保を図った上で、令和8年度中の再開を目指してまいります。

早期に改修資金が確保できた場合には、再開の前倒しも検討するものとして、併せて、キャンプ場からいこいの館への通路開設にも、京都府の支援により取り組んでまいります。

「いこいの館」再開における効果として、キャンプ場利用者へのサービスの提供の向上につながることによる来訪者の増加、キャンプ場利用者を場外に誘導する大きな材料として、駅前通りを中心とした町の活性化が考えられます。また、住民の皆さんにとっては、まさに「いこいの場」として活用いただくことを最大の効果と考えております。

なお、当面は温浴施設のみの再開としますが、近い将来には、住民の皆さんの利用も可能な店舗やコインランドリーの設置、2階大食堂の再開も考えており、観光客の皆さん、住民の皆さんにも、まさに「いこいの場=いこいの館」として活用いただけるよう、また、和束町、南山城村、伊賀市や山添村、名張市、柳生、奈良市とも連携し、笠置観光の拠点、周辺地域の観光の拠点として位置づけられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

なお、持続可能な運営が必須となることから、運営については、他の温浴施設の再生の経験をもち、現在も堅調な施設運営を行う事業者への委託を条件と考えており、安定的な運営が行えるよう業者選定等、準備してまいります。

次に、住民の安心・安全を確保する防災安全対策でございます。

令和6年度においても、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）の発令や、全国各地で豪雨災害が発生するなど、自然災害をはじめとする、あらゆる災害に対する備えが急務であることを、改めて認識させられたところです。

住民の皆さんの命を守るには、早めの対策、早めの避難が最も重要であると考えるところではありますが、本町におきましては、住民の皆さんの高齢化が進んでいることに加え、消防団員の確保が難しくなり、本町職員も限られた人数であることから、現状に応じた最大限の対応体制を構築する必要があると考え、昨年に引き続き西部区での避難訓練の実施と、住民の皆さんの意識向上と行動できる実態の把握、消防団職員及び本町職員の行動実態とるべきことの分析を行い、より効果的に対応・行動が取れる体制の構築が急務な課題であると

考えております。

令和7年度には、京都府及び府内市町村と相互協定を結び、特に大規模災害を経験した自治体に指導・助言を仰ぎ、課題の抽出と対応マニュアル等の整備を行うことで、本町防災体制の強化を図ってまいります。あわせて、避難等の防災情報を住民の皆さんに確実に届けるため、世帯に1台、タブレット端末を配布する取り組みを進めてまいります。

従来、防災情報は主に防災無線を通じてお知らせしてまいりましたが、防災無線が聞き取りにくい、定時の放送では、その時間帯に自宅や町内に居ないと情報が受け取れないなど、確実な情報伝達に課題がございましたが、タブレットによる配信を行うことにより、確実に情報を受信できるとともに、緊急事態発生時や緊急的な対応を必要とする場合には、アラーム音を発報して対応を促し、文字等の情報を配信することにより、情報の内容を分かりやすくする、また音声での読み上げも行うことで、より伝わりやすくなり、住民の皆さんの命を守る行動を高めてまいります。

平常時においては、広報紙やイベント情報、各種行政情報のお知らせに活用したり、住民の皆さんに、毎日ボタンを押していただくことで、日々の安否確認に活用するなど、従来からの講座等での安否確認を補完することも目的とするなど、日々の安心・安全な生活にも役立つものと考えております。

将来的には、タブレットでの議会中継の視聴や、オンデマンド交通実施時には、タブレットからの乗車予約や、食料品の購入・自宅への配達など、アプリを追加導入することで、さらなる住民の皆さんの生活向上にも役立てることも想定しております。

併せて、従来からの紙媒体での配布をデジタル化することにより、行政コストの削減や地球環境への負荷の軽減にもつながり、今後予定される防災無線の更新費用を抑制することも踏まえ、町の財政の改善につなげることも想定しております。

しかし、「いきなりタブレットを導入しても、住民の皆さんができるのか」との不安が生じるかとも想定しておりますので、タブレットの配付には、町職員がお一人おひとりに説明を行い、また操作が分からぬ時にも、町職員が出向いて操作するなど、住民の皆さんの不安を取り除くとともに、住民の皆さんと町職員のコミュニケーションを図り、顔が見える関係を構築することで、信頼を高めることも目的としております。これも1,000人の町だからこそできることだと考えております。

次に、特色ある子育て・教育の実現についてでございます。

令和6年度の笠置地域学校協働本部で、町内にある「価値のあるもったいない財産」を生

かして、「人づくり」を継承し、町（地域）づくりと進めるを目指すところとして設定し、その実現に向けて、「自然環境教育」を取り入れることで議論が行われてまいりました。

「自然環境教育」とは、笠置には豊かな自然があり、子供たちは豊かな自然の中で体験しながら育っていく。

田んぼで稻作を体験したり、畑では農作業も体験する。森では樹木や野鳥、昆虫などにも触れる中で、気候変動・異常気象、鳥獣被害等の実態も知りながら、自然環境の大切さを学んでいく。私たちの社会や経済が維持できるのも、自然があるからであり、私たちは自然の中で生かされていることを学んでいく。また、地域の中で学び育つことで、自らも社会の一員であるということを感じてもらう。

本町の特色を生かし、笠置町でしかできない子育て・教育を目指すことで、移住・定住につながる可能性も大きいことから、令和7年度においても、笠置地域学校協働本部、相楽東部連合教育委員会とも連携をした取り組みを進めてまいります。

本町の役割として、保育園と小学校の連携があり、保育園における「自然環境教育」の実施を検討するとともに、町有財産でもある「おためし住宅」を活用とした「保育園留学」の実施等の検討も行ってまいります。

また、子育て施策の一環として、現在の「笠置未来っ子応援交付金事業」における制度を継続するとともに、加えて、高校生の通学支援として、笠置駅と木津駅間の通学定期代（6か月定期）相当を高校在学生に対して、補助する制度を創設いたします。その財源として、ふるさと納税を活用することから、笠置町の子どもたち、子育てを更に応援していただけるよう、積極的にアピールしてまいります。

次に、「希望を生むまち」実現のための機構改革でございます。

令和7年度重点的に取り組む施策として、先ほどまで述べてきたことを掲げておりますが、新しい公共交通、住民の声を聴く福祉施策の充実等、ほかにも様々な取り組むべき課題もございますので、全てを含んだ「希望を生むまち」を実現するため、令和7年4月1日付で機構改革を実施いたします。

企画調整課、商工観光課と総務財政課の一部を統合再編し、「希望のまち推進課」を設置いたします。これにより、これまでの7課体制から6課体制となります。

希望のまち推進課は、政策企画立案と各課、京都府をはじめとする関係機関、関係団体、関係企業等との調整能力の向上と広報広聴機能の強化を図るものでございます。

統合再編する課の従来の業務は踏襲いたしますが、町全体に関する情報収集と集約を行い、

得られた情報からの政策企画立案、それぞれの課と一体となって業務遂行を行うことで、課題解決、職員の意識改革、そして「希望を生むまち」笠置町を実現してまいります。

機構改革に関わらず、役場がもっと住民の皆さんと近い関係に、顔の見える関係となるとともに、役場が皆さんから信頼される存在となるよう、引き続き取り組んでまいります。

最後になりますが、持続可能な行政運営についてでございます。

今議会に提案いたします令和7年度当初予算での歳出は、約18億円と過去最大規模となり、前年度当初より約1億9,000万円の増加となっておりますが、主な要因として、職員人件費、IT関連経費の大幅な増加が挙げられます。

職員人件費では、人事院勧告による給与水準の引上げ、地域手当の導入、会計年度任用職員への期末・勤勉手当の支給が主となっておりますが、これらは物価高騰に伴う生活給としての底上げが必要であり、人材確保の観点でも、他の自治体と均衡を保つ水準の確保が必要不可欠でございます。

また、IT関連では、国策として進められる基幹系システムの標準化やガバメントクラウドへの移行の経費、庁内ネットワークの保守及び運用支援経費の増加、小中学校における1人1台タブレットの更新など、業務を遂行する上で避けては通れない状況でございます。

対して、歳入については、地方交付税と国府支出金の増額を見込み、地方債の発行額は9,140万円に抑えています。しかしながら、財源不足を補うため、財政調整基金、減債基金から約3億円の繰入れを行う予定でございます。令和7年度末に、この基金繰入金の予算が大幅な減額とならなければ、令和8年度以降の予算が非常に厳しい状態となる見込みでございます。

そのため、令和7年度においては、一層の財源確保に取り組む必要があり、個人・企業からのふるさと納税の獲得に力を注ぐとともに、原則全ての発注・調達業務で、発注仕様の見直しを行い、入札による調達コストの削減を図る取り組みを行ってまいります。

人件費では、時間外勤務の削減に取り組むとともに、会計年度任用職員の効果的な配置による削減を図ります。IT関連についても、私自身の経験をいかんなく發揮するとともに、起業人材を活用したIT人材を確保することで、IT関連経費の徹底的な見直しと削減を図ってまいります。

そのほかにも、全ての事業で目的と成果の検証を行うことで、今後の事業継続の判断を行うものとし、事業を継続する場合も、より有利な制度を活用する、町有財産の売却や有償による貸出しを強化する、カラーコピーの禁止やペーパーレス化など、細部に至るあらゆる場

面において、歳出削減を図ってまいります。

以上、施政方針として掲げました事項、そして町政運営につきまして、町議会、町民の皆様の温かい御支援と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 町長の施政方針が終わりました。

これより、町長の施政方針について質疑を行います。

質疑は発言通告書を提出していただいた議員から、項目ごとに行います。

まず、1、はじめにに対する質疑を行います。

1に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで、1、はじめにに対する質疑を終わります。

次に、2、新しい町の活性化、賑わいづくりの創出について質疑を行います。

2に対する発言通告はありませんので、議員全員にお聞きします。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

3ページの新会社と観光協会との間の業務委託契約の内容は、どのような内容なのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、新会社において、各種イベントの検討・実施を90周年実行委員会から引き継ぐということですが、90周年実行委員会のメンバーはどうであったのか。また、90周年実行委員会が実施したイベントとはどうだったのか。それと、新会社のメンバーはどうなるのか、新会社の所在はどうなるのか。また、職員を派遣するということですが、何名派遣され、派遣された職員の身分はどうなるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、新会社が令和7年7月1日から業務開始ということですが、設立までのスケジュールや設立後のスケジュールなどを、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの新しい町の活性化、賑わいづくりの創出に関する御質問にお答えいたします。

まず、新会社と観光協会との委託内容についてということの御質問でございますが、現在まだ協議中でございますので、詳細までは確定しておりませんが、これまでの観光協会の業務におけるキャンプ場以外の業務に加えまして、観光かさぎのアピール、観光かさぎのプロモーションや観光ガイド、観光ツアーの企画等来訪者の増加につながる新しい取り組みも含

めての業務委託を考えております。

次に、まず90周年実行委員会の件についてでございますが、90周年の実行委員会のメンバーにつきましては、笠置町、商工会、観光協会、未来づくりセンターで構成しております、もみじまつり、鍋フェスタを実施いたしました。また、3月29日にはさくらまつりを予定しております。

施政方針の中では、イベントも新会社に移すとしておりますが、まずここでイベントを実施する目的の再検討をお願いしたいと考えております。これまでの従来のイベントの来訪者の方からは、高い評価を受けているものの、町民の皆さんにとってはどうだったのか、町の事業者のもうけにつながったのかなど、稼ぐ町・笠置を実現するためのイベントとして活用いただきたいとの思いを持っております。

その中で、新しい会社のメンバーということでございますが、新会社では、まず私が代表取締役に就任しておりますが、その他については現在も調整中でございます。なお、私については無報酬という形とする予定でございます。

次に、新会社の所在地についてでございますが、現在の移住定住プラザに本店を置くことを予定しております。

そして、職員の派遣についてでございますが、町の現在、庁で行っている業務についても一部新会社で担うことになりますので、町職員の身分のままで業務に当たっていただくことを想定しております。人数につきましては現在調整中でございます。

次に、新会社が令和7年7月1日からの業務開始ということでございますが、設立前のスケジュール、設立後のスケジュールでございますが、本議会で組織改正や新会社の予算を御議決いただけましたならば、設立に向けての手続をこれから開始するところでございます。この7月1日の営業開始に向けて、様々な手續が必要となりますので、まずはその手続を行うということを予定しております。

設立後のスケジュールにつきましては、まだ具体的には決まっておりませんが、設立準備段階ですから、御議決いただきましたならば、それ以降の間で、今後設立後の計画、スケジュールなどもまとめまして、まとめていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

今の回答でしたら、かなり観光協会の存在が希薄に聞こえてくるんですけれども、こうい

った観光協会というのは、今後、観光協会のことですので、どうこうは言えないと思うんですけど、そのあたりはどうなるんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの観光協会の件についてでございますが、確かに観光協会様の話になりますので、私どもがどうこうというわけにはまいりませんが、特に新会社で考えておりますのは、主にキャンプ場の運営と町の事業者を中心とした活動をメインにしております。

それに対しまして、例えば笠置山をはじめとする自然と歴史的な事業については、なかなかこの分野、新しい会社では苦手な分野でもありますので、そのあたり、これまでからの取り組みを生かしていきたいと思っておりますので、主な切り分けというと歴史的な事業と、あと新しくツアーを組んでいただくということなども含めて、観光協会さんの方にお願いする形になるかなというふうに、役割分担という形で考えております。

ただし、観光協会さんの方も、独自で収益を上げていただかないといけないということから、様々なことも独自で、企画も考えていただいているというふうにも伺っておりますので、まずはスタート段階はキャンプ場、観光協会様の方からキャンプ場を外すということが1つ、そこが大きなポイントとなりますので、観光協会さんの方は、まずはキャンプ場以外のところでのことを担っていただくことを想定しております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

それでは、キャンプ場の関係の収支というのは、全部、入場料なりが町に入ってきて、そこからまた経費とか支払うということになってくるんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） キャンプ場の方の収支ということでございますが、基本的には、その新会社の方で、利用料を含めた収入と、あとそこに対する経費というのは新会社の方の会計の方で担っていただくことを予定しております。

まだ、スタート段階でございますので、例えば町に対して、じゃ幾らかもうけ分を幾らか返すというふうなことまでは、まだ現時点では想定はしておりませんが、やはりこれから軌道に乗ってきた場合、一定の収益が上がった場合には、今後町等の方にも幾らかのお金というのを戻していただくというか、納めていただくことも当然考えていかなければならないと思っておりますので、これは今後の、段階を踏んでの話になるかなと考えております。以上

でございます。

議長（西 昭夫君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君）これで、2、新しい町の活性化、にぎわいづくりの創出に対する質疑を終わります。

次に、3、いこいの館の営業再開について質疑を行います。

まず、西朋子議員の発言を許します。

2番（西 朋子君）2番、西朋子です。

いこいの館の営業再開についてお伺いいたします。

いこいの館再建について6,000万円から1億円が必要と試算されており、企業版ふるさと納税や投資等で資金を確保していくとのことです。財政難でもあり、今後継続可能な財源確保に取り組む必要があるのに、ふるさと納税などで貰えるのでしょうか。どのくらいの寄附額を見込まれているのでしょうか。もっと確実な財源確保の方法はないのでしょうか。いこいの館の再建には、住民の声を聴く場を設けることは考えておられますか。

議長（西 昭夫君）町長。

町長（山本篤志君）ただいまの西朋子議員のいこいの館の再建にかかる財源についての御質問でございます。

いこいの館の再建につきましては、非常に多くの資金が必要となります。その中で、一つは企業版ふるさと納税による資金の確保をお伝えしておるところでございます。これは企業に寄附を募るといった側面もございますが、一方で企業からの応援をいただきたいという思いもございます。企業版ふるさと納税制度を通じて寄附だけでなく、企業とのつながりを大切にしたい、そのようにも考えております。

再建に伴う財源ですが、企業版ふるさと納税による寄附については、相手のあることでございますので、現時点ではその全額を寄附金によって貰えるのか、具体的な寄附額を見込めるわけではございません。そのため、国の補助金、交付金などを活用して再建することも想定しております。

いずれにいたしましても、いこいの館の再建につきましては、一般財源に負担が生じないように進めるとともに、先ほどの住民の声を聴く場についてでございますが、まずはいこいの館運営対策特別委員会にも図りながら、進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

いこいの館の再開については、以前町長は温泉施設単独での経営は難しいと、意見をいただいているという発言をされております。それなのに、このいこいの館の営業再開について様々な検討を重ねた結果とありますが、どこでどういった検討を重ねられ、誰が結果を出されたのか、お聞かせください。

それと、温泉施設部分の改修に6,000万円から1億円が必要と試算したとありますが、誰が試算したのか、お聞かせください。

それと、令和8年度中の再開を目指すとありますが、再開するには改修が必要です。改修費用の確保次第ではありますが、いつ改修し、いつ再開するのかスケジュールをお示し願いたいと思います。また、改修に6,000万円から1億円が必要とありますが、幾ら改修費用を確保したら改修を開始されるのか、そのあたりもお聞かせ願いたいと思います。

それと、営業について、事業者への委託をするということですが、委託する事業者というのはたくさんあるのでしょうか。そのあたりもお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員のいこいの館の営業再開に関する御質問でございます。

まず、営業再開について様々な検討を重ねた結果とありますがという、どこで検討されたか、誰が結果を出されたのかの件についてでございますが、まず検討につきましては、ほぼ半年以上、ほぼ1年の間の中で、正直なところいろんな経過がございましたが、起業人（観光振興プロデューサー）や商工観光課と、様々な企業との打合せを行う中で検討を重ねてまいりました。

その中で、ようやく具体的なと言いますか、それまでは否定的な見解が多かったものに対して、比較的前向きな業者提案がございました。その件について本年3月に、今回のこの施政方針の中で一定の方向性というのをお示しさせていただいたところでございます。ただ、今後具体的な内容については、いこいの館運営対策特別委員会に図りながら、運営再開に向けての議論や取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、改修費用が6,000万円から1億円ということでございますが、誰が試算したのかの件でございます。これまでからも様々な試算はございましたが、今回の施政方針の中で試算につきましては、令和5年度の起業人であるツルカメ〇&E社との打合せの段階で、概算として提示いただいたものでございます。ただ、試算額には幅がありますので、再度精

査したものを提出いただきたいということを、現在依頼しておるところでございます。

次に、改修費用の確保と再開のスケジュールについてという御質問でございますが、改修資金の調達につきましては、令和7年4月から取りかかるところでございますので、企業版ふるさと納税や、いつごろ、どの程度確保できるのか、また、国の交付金、補助金を活用することも想定しておりますので、そのスケジュールにも合わせていかないといけないというふうにも考えておることから、現時点では具体的なスケジュールというのをお示しすることは難しいとは考えておりますが、令和7年度中に具体的な再開スケジュールをお示しできるように、まずはしっかりと取り組んでまいります。そして、幾ら改修費用が確保できたらという点につきましても、この辺も併せて令和7年度中に、いこいの館の運営対策特別委員会の方にも御報告しながら、進めてまいりたいと考えております。

運営に関する委託事業者についてでございますが、これまでからも複数の事業者から御提案というのはいただいておりますが、その内容というのは様々でございますので、本町からの運営の方針を提示した上で何社が応じてもらえるのか、これらの調整が必要になると考えております。ですので、この状況につきましても、今後のいこいの館運営対策特別委員会で御報告して、図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

以前は、単独の経営は難しいということの意見をいただいたんですが、今回はその業者提案があったから、これでいいけるだろうということの答弁だったと思うんですが、それがツルカメさんが試算したあれでいいているんですよね。それだったらもうツルカメさんがその業者委託するんかなというような判断もできるんですけども、それをプロポーザルでいろいろされるということですね。

それと、運営対策特別委員会というのは、いつ頃、これ立ち上げられて、どういったメンバーなのか、そのあたりを教えていただけますでしょうか。

議長（西 昭夫君） うちの特別委員会のことですよね、言葉ではるのは。町長が言うてんのは。

町長（山本篤志君） そうですね。

議長（西 昭夫君） 議会の委員会のことです。いいですか。

由本さん、いいですか。そのほかに質疑は、もういいですか。はい、分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） これで、3、いこいの館の営業再開に対する質疑を終わります。

次に、4、住民の安心・安全を確保する防災安全対策について質疑を行います。

4に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

それでは、住民の皆さんの命を守るためにには、早めの対策、早めの避難が最も重要で、住民の皆さんの意識向上と行動できる実態の把握をやるべきことの分析を行うとのことです、どのように実施されるのか、お聞かせください。

それと、世帯に1台タブレット端末を配布するとあります。タブレットの配布時には町職員がお一人お一人に説明を行い、操作が分からぬときにも職員が出向いて説明するとありますが、どれぐらいの人員で、何日かけてタブレット端末を配布するおつもりか、お聞かせください。

また、どうしても操作ができないときの操作確認はどのようにされるのか、お聞かせください。先ほど、何かボタン押すとかいう話があったかと思うんですけども、なかなかそれを忘れてしまうということもあるかと思いますが、その辺りどうされるのか。

それと、従来の紙媒体での配布をデジタル化するとあります、広報等においても紙媒体での配布をデジタル化することなのかな、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 4番目の住民の安心・安全を確保する防災安全対策についての御質問でございます。

住民の皆さんの命を守るための早めの対策、早めの準備について、どのように実施されるのかという件でございますが、昨年実施いたしました避難訓練や本町でのこれまでの災害対応について、様々な視点での課題の洗い出しを行いますとともに、相互協定を結ばせていただく自治体から意見や指導を仰ぐことで取り組み、そして今の分析等を深めていきたいというふうに考えております。

次に、1人1台のタブレット配布の件でございますが、まず配布時期についてでございますが、これは国の補助制度を活用するものでございまして、現在その申請を行ったところでございます。その計画の中での内容にございますが、令和8年1月からおおむね2か月をかけて配布することを予定しております。ただし、何人の職員で配布を行うかまでは、まだ現

段階でそこまでの検討には至っておりませんので、具体的なところにつきましては、もう少し事業の方を進めてからになるかと思います。という意味では、まだ検討中ということでの答弁になります。

配布後、操作方法が分からないという皆さんに対しましては、現時点で考えていることになりますが、町の職員が個別に出向いて説明を行うことを想定しておりますが、これは一つ、先ほども施政方針の中でもございましたが、住民の皆さんと職員の距離を詰めるということも、顔の見える環境を構築することも目的としておりますので、このあたりは特に操作が分からぬ方、使っていただかないと意味がありませんので、使えるようにという形の部分を徹底して取り組んでまいりたいと考えておりますとともに、例えば先ほどボタンを押してない方についてにつきましても、一定。これは町側の方でボタンが押されてない、仮に電源が入っていないということも把握できる仕組みになっておりますので、それはちょっと安否確認も含めて活用していければなというふうに考えております。

そして、紙媒体の配布のデジタル化の件でございますが、これはあくまでも一例となりますが、例えば今配布します広報れんけいや笠置町おしらせ版等の配布も、実施できる体制が整いましたら、タブレットの方で配付を行っていきたいというふうにも考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

タブレットを8年1月から2か月かけてということで、もちろん台風のシーズン等に間に合わせるような形でしていただきたいと思うんですけれども、広報については連合の方でやられておりますので、その点また和東町、南山城村との調整とかが必要かと思いますので、またその点、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで、4、住民の安心・安全を確保する防災安全対策に対する質疑を終わります。

次に、5、特色のある子育て・教育の実現について質疑を行います。

5に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

保育園留学ということがあります、その具体的にどういうことなのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、高校生の通学支援に補助制度を創設するとありますが、笠置中学校以外に、もし通学される学生がいた場合、そういった方には支援をされないのか、そのあたりお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの由本議員の、まず保育園留学とは具体的にはどういうことかという点でございますが、保育園留学とは、一、二週間程度の期間、就学前の児童が保育園に一時入園して、笠置町内の保育園での生活を体験してもらうという制度でございます。そして、これは自らの子供の成長に適する場所を探す保護者の方が全国的に非常に増えている、増加しているということも踏まえまして、例えば本町での生活、子育ての環境を知ってもらうことも含めて、これは移住の促進につながるものであるというふうに考えておりますので、このあたりの実施ができないかについて考えていくところでございます。

次の高校生の通学支援に関する点で、笠置中学校以外に通学される生徒さんへの支援がないのかという点でございますが、今回御提案させていただく高校生への通学支援につきましては、笠置町在住の全ての高校生に対する通学支援というものを考えておりまして、現時点では町外の中学校に通学する生徒さんへの支援というのは、現時点では予定はいたしておりません。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

今の中学校に関する件なんですけれども、町内にお住まいになってる方で、私立とか笠置中学校以外に通学される方がおられると思うんですけども、そういった方に対する通学の支援はできないのかというようなことの質問をさせていただいているつもりなんですが、そのあたりまたお願ひしたいと思います。

それと、保育園留学ですが、移住の取り組みを今まで何かされているのか、その辺りお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） まず、最初の町外の中学校への通学の支援についてでございますが、現時点では予定というのはございませんけれども、今後また皆さんのお声をお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。

そして、保育園留学に関する件でございますが、これまで特にこのような取り組みを笠置町としては行っておりませんでしたけれども、ほかの自治体、私自身も実は完全に別件で視察行ったところで、そういう方に出会いまして、お話を伺っておりますと、今では特にリモートワークが使えることがあるのであれば、子どもが育つに一番いい環境を探したいという方の、本当に生の声を聞いてきたこともございますので、他の市町村の事例もございますので、その辺を笠置町として取り入れられないかという件について、検討していかねばなというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで、5、特色ある子育て・教育の実現に対する質疑を終わります。

次に、6、希望を生むまちについて質疑を行います。

6に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

総務財政課の一部を統合再編するとありますが、総務財政課のどの部分を統合再編するのか。また、希望のまち推進課の人員は何名になるのか。それと、7課体制から6課体制になるということですが、管理職が減るわけですが、それに関してのお考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員の希望のまちの実現のための機構改革について、総務財政課の一部を統合再編という形について、どの部分を統合再編するのかの点でございますが、これはあくまで事務分掌上になります。総務課の業務のうち、公共交通と広報に関する業務を希望のまち推進課に統合することを予定しております。ただ業務的には、事務分掌的にはこのように統合再編させていただきますけれども、移行段階も含めて一部の業務では、やはり並行する部分も若干残るかなというふうには考えております。

それと、7課から6課体制になるということ、そして人員につきましてでございますけれども、このあたりにつきましては4月1日に人事異動も予定しておりますことも踏まえて、現時点で明確にお答えすることが非常に難しいかなと、その中によって人事のことでも明らかになってくることもありますので、その件につきましては、今後予定いたしております人事異動の中でお示ししていければなというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） これで、6、希望を生むまち実現のための機構改革に対する質疑を終わります。

次に、7、持続可能な行政運営のためにについて質疑を行います。

7に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

人材確保の観点でも、他の自治体と均衡を保つ水準の確保が必要不可欠とありますが、昨年発表されました京都府内の市町村職員の給与水準では、笠置町が93.0と京都府下最下位で南山城村が95.0、和束町が97.5ということでしたが、職員の給料、どのあたりまでアップするということなのか、お聞かせください。

それと、令和7年度は財源不足により財政調整基金や減債基金を約3億円繰り入れたとあります、今後の財政運営に不安しかないわけですが、今後どのような取り組みをされるのか、お聞かせください。

それと、町有財産の売却とありますが、売却できる財産はどのようなものがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 7番目の持続可能な行政運営についての件でございます。

まず、職員給与に関する件でございますが、実際のところ給与水準、公表されている部分では、笠置町最下位という形になっておりますが、この数値については様々な複雑な要素がございますので、その中で改善を図るというのは、非常に難しいことだなというふうには認識しております。

ただし、今回人事院勧告によりまして地域手当の支給、これは京都府内の全部の市町村に対して8%というのが人事院勧告で出ております。今年度につきましては、笠置町で御提案させていただくのは4%でございますが、この辺り、この地域手当を笠置町でもしっかりと支給していくことで、他の自治体との均衡を保っていきたいと、そのように考えております。

そして、財源不足に関しての、不安しかないということでございますが、これは先ほどの施政方針の中でもお示ししたとおり、やはりあらゆる場面で、まず歳出の削減を図っていかないといけないというふうに考えております。

主な取組になりますけれども、発注仕様の見直しなんかも非常に大きいのかなと思っております。やはり本当に必要に応じた発注仕様を見直していかないといけないと思いますし、それに応じてやはり入札等という形で、これも随意契約ではなく、やっぱり入札等によってコストダウンを図るというのも、これも大きな削減をする方法でもございますし、もちろん時間外勤務を削減する、こちらも職員の健康面も含めてことでございますので、これもしつかり取り組んでいかないといけないと思いますし、やはり会計年度任用職員の皆さんについても効率的に働いていただくことも、その中で、例えば必要となる時間数を調整したりとか、例えば退職される方がいらっしゃったら、その方の補充となるように、効率的に配置を考えていくことでの削減というのも必要だと思っております。

そして、IT関連が本当に膨大になってきております。下がることのない経費だというふうに言われてるんですけども、そのあたりも。私もIT経験ほぼ28年間やっておりましたので、そのあたりのことも踏まえたり、外部の人材も確保しながらで、まだまだ増えてくると思いますので、今後の増えないようにも含めて、そして現状の削減も含めてITの経費にも、しっかりとメスを入れていかないといけないなとも考えております。

細かいことになりますが、やはり全ての事業の見直しもしていきます。これも単に廃止とかということではなくて、目的がどうか、その成果が出ているのか、出ていないものについては廃止も検討いたしますが、継続する場合であっても、例えば交付金や補助金などの制度を活用したものに変えていく、例えば目的を変えるということも踏まえて事業の内容についても、しっかりと見直していく必要があると思います。

あと、本当に細かいところになります。事務的に言うとカラーコピー機、カラーコピーについても非常に単価が高いものでございますので、基本的にはもう全部モノクロでいたり、ペーパーレス化という形の部分で、本当に細かいところまで経費の削減を図った上でいかないと、これは来年度予算が組めないということになりますと、非常に大きな不安どころではなくて、行政側の非常に大きな責任があると考えておりますので、あらゆるところで歳出削減を図っていきたいというふうに考えております。

最後に町有財産の売却の件についてでございますが、具体的に現時点で売却できるものがあるというものではございませんで、こちらも先ほどの歳出削減、歳入の確保という意味も含めて令和7年度において、町有財産の現状の洗い出しを行いたいと考えております。その中で、活用できるものはありとあらゆる活用をしていく、手数料を見直すべきものは見直していく、その中で、売却できるものがあれば売却を検討するなど、活用方法の検討をすすめ

る中で、売却も含めて検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

先ほど、地域手当8%のところ、笠置町は4%支給するんだという話なんですか？でも、このあたり、ほかの団体が4%以上支給されたら全く差が埋まらないわけですよ。そのあたりがちょっとよく分からんんですけれども。私も職員してましたので、ある程度のラスパイ、もっと引上げをお願いしたいと思うんですけれども。財政難と言うこともありますので、そのあたり、この地域手当で考えていただけるのであれば、もっと4%以上というような話もまた考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員の質問でございます。

先ほどの答弁でちょっと言葉足らずで失礼いたしました。

そうですね。確かにご指摘のとおり、今人事院勧告が出ているのが京都府内が8%なんですすけれども、今まで各市町村がばらばらな状況で支給はされておりました。町村についてはほとんど支給はされていなかったので、笠置町としてはまずは4%からスタートいたしまして、毎年段階的に8%まで持って行くということでございます。こちらの方につきましては国からの財源がありますので、それが7年度につきましては4%ということでございましたので、それを活用しての地域手当確保というふうに考えております。

この段階では、例えば近隣市では6%であったり、田辺とか長岡であれば、もう少し高い地域手当が元から設定されておりましたので、その辺につきましては、まだまだ差があるとは思いますけれども、このあたりちょっと急激に、本当のところで8%に持っていきたいというのは本音なんですけれども、財源のことも考えまして、まずは4%からスタートさせていただきたいなというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで、7、持続可能な行政運営のためにに対する質疑を終わります。

これで、施政方針に対する質疑を終わります。

ここで休憩をします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時05分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

議長（西 昭夫君） 日程第5、同意第1号、笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 同意第1号、笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件について、提案理由を申し上げます。

任期満了に伴う委員の選任について、継続及び新規の委員に3名の方の同意をお願いするものでございます。任期は令和10年3月31日まででございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、同意第1号、笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件について、御説明を申し上げます。

この説明は議案書の朗読をもって代えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

同意第1号、笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件。

下記の者を笠置町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和7年3月12日。

笠置町長、山本篤志。

記。

氏名、住所。

中尾隆藏、京都府相楽郡笠置町大字笠置。

植田克巳、京都府相楽郡笠置町大字有市。

北川正博、京都府相楽郡笠置町大字笠置。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 本件は質疑、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第1号、笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を

採決します。

この採決は起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して、起立しない者は反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、同意第1号、笠置町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第6、議案第2号、笠置町組織条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第2号、笠置町組織条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

企画調整課と商工観光課の業務及び総務財政課の業務の一部を担う新たな課として「希望のまち推進課」を設置するため、所要の改正をするものです。

令和7年4月1日から新組織での業務推進に取り組んでまいります。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼商工観光課長事務取扱。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第2号、笠置町組織条例一部改正の件につきまして、内容説明をさせていただきます。

先ほど町長からの提案理由にありました、また施政方針の中でも述べていただきましたおり、これから重点的に取り組む施策を推進するため、企画調整課と商工観光課の業務、また総務財政課の業務の一部を統合再編いたしまして、新たに「希望のまち推進課」を設置するものでございます。

新旧対照表の方を御覧いただきますようお願いいたします。

現行7つの課で行っておりますものを商工観光課、それから企画調整課を修正いたしまして、6つの課で2番目に「希望のまち推進課」を置くものでございます。

希望のまち推進課の方では、政策、企画立案、広報広聴、商工観光等を担っていただくことになります。総務財政課では広域バス、商工観光課で循環バス、また新たな交通施策、デ

マンド交通等ですけれども、こちらの検討を複数の課にまたがっておりました、これを一本化して検討を行う。また全体的な町の施策立案に関わっていただき、地方創生の事業であつたり、観光事業であつたりというところを担う課としております。

説明につきましては以上です。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案第2号についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありますか。1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

今説明あつたんですけども、この希望のまち推進課を設置する意義、必要性について、再度詳しく説明を願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼商工観光課長事務取扱。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど説明の中でもお伝えさせていただきましたが、希望のまち推進課におきまして、政策、企画立案や広報広聴、商工観光等を担つていただく課としております。意義といたしまして、先ほど言いましたように、重点的に取り組む施策というものが各課の調整機能も加えまして、希望のまち推進課の方で行つていただくというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号、笠置町組織条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第2号、笠置町組織条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがつて、議案第2号、笠置町組織条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第7、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件について、御提案申し上げます。

非常勤の特別職に係る報酬の支給方法について、月の途中での退任や新規に任用する場合の取扱いについて明文化するとともに、各条文への見出しの付与等も整備するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼商工観光課長事務取扱。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件について、御説明いたします。

本条例につきましては、先ほど町長の説明にもありましたが、非常勤の特別職の報酬の支給について明文化するものでございます。

新旧対照表の方で説明させていただきますので、2ページをお願いいたします。

まず現行の方ですけれども、御覧いただきましたとおり、見出し等がついておりません。それぞれの条文につきまして目的や目的等の見出しをつけております。

まず、第1条で、その目的を記載しております。

第2条につきましては、報酬の額を規定したるものでございます。

今回新たに入れておりますのが第3条で、報酬の支給方法となります。現行も報酬の支給方法については、日割りの計算により支給をしておりましたが、明文化したものではありませんでしたので、今回新たに第3条を規定いたしまして、文章として明文化したものでございます。

第1項におきましては、年額報酬の支払い規定となります。こちらも退職、または死亡した日までの日割りということになります。月額報酬につきましても、その月の報酬につきましての日割り計算ということになります。

第3項では、1円未満の処理の仕方というふうにしております。

3ページにつきましては、第4条で費用弁償の規定、第5条では適用の除外をする規定となっております。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案第3号についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第8、議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件、日程第9、議案第5号、笠置町参与の設置に関する条例一部改正の件、日程第10、議案第6号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件、日程第11、議案第7号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件の4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件、議案第5号、笠置町参与の設置に関する条例一部改正の件、議案第6号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件、議案第7号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件の4件について、一括して提案理由を申し上げます。

令和6年8月に発出されました人事院勧告に基づき、令和7年4月1日から社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係法律が施行されることに伴い、議案第6号において一般職の給料表の改定、全職員への地域手当の支給のほか、各種手当の改正、所要の改正を行うものでございます。

また、一般職への地域手当の支給に伴い、議案第4号で町長、副町長、議案第5号で参与に、議案第7号で会計年度任用職員に対し、職員と同じく地域手当を支給するため、それぞれの条例を改正するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼商工観光課長事務取扱。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案の4件につきまして、説明させていただきます。

先ほど町長の提案理由にありましたように、この4件につきましては、令和6年8月に発出されました人事院勧告に伴い、改正されるものでございます。

全ての議案ですが、議案第6号から説明させていただきまして、第4号、第5号、第7号につきましては、その地域手当に係るものですので、まず議案第6号を御覧いただきたいと思います。

令和6年8月に発出されました人事院勧告に伴いまして、昨年12月議会におきまして給料表の改定、それから期末勤勉手当の支給月数の改定を行っております。今回の改正につきましては、令和7年4月1日施行となります、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に関する法律、これが施行されることに伴う改正となります。

それでは、新旧対照表の方で説明させていただきますので、5ページをお願いいたします。

まず、第6条でございます。初任給、昇給の基準となります。現行では管理職につきましては、通常4号給ですけれども、管理職におきましては3号給の昇給としておりましたが、これを削除することとなっております。ただ、全ての職員につきまして、良好な勤務成績による昇給というふうな規定となっております。

第4項で55歳以上としておりますのを、55歳を超えるというふうに規定を変更しておりますが、こちら国の法律の文言修正に伴うものでございます。ただ、当町の規則で定める年齢というものを56歳としておりますので、それにも合致するものとなっております。

続いて、第7条の2でございます。給与からの控除というところでございまして、ページめくっていただきまして、6ページに、新たに職員駐車場に係る使用料を規定しております。地方自治法によりまして、給与から控除する場合は、条例において規定が必要となっております。令和7年度から車通勤をしております職員に関しましては、町有地であったり、町の借地というところに駐車しているというところもございますので、一律に職員から駐車料金を徴収するための改正でございます。

続きまして、その下の第10条の2、管理職員特別勤務手当でございます。管理職につきましては、もちろん時間外手当というものは支給しておりませんが、災害等に際しまして、災害、また緊急の対応によりまして勤務した場合につきましては、特別勤務手当を支給することとしております。

第2項におきましては、現行では午前0時から午後5時までの間に勤務した者に対してのみ支給をすることとしておりましたが、ここが拡大されまして、午後10時から翌日の午前5時まで勤務した者について、管理職員特別勤務手当を支払うということにしております。

第4項につきましては、第4項第1号で規定しておりますものを、第1号、第2号に係るものといたしまして、4項の本文の方に変更したものでございます。

続いて、7ページ下、扶養手当でございます。今回の改正でこちらも大きく変わるものといたしまして、扶養手当の見直しが行われております。扶養手当の配偶者への扶養手当が廃止されるということになっておりまして、こちら段階的な見直しとなっております。

附則の方でうたうこととなりますが、令和7年度におきましては、現行6,500円を支給しておりました配偶者への扶養手当につきましては3,000円に、令和8年度ではゼロ円、支給なしというふうになります。反対に第2号以下の子ども、子に係る扶養手当につきましては、現行1万円で支給しておりますのを令和7年度では1万1,500円、令和8年度では1万3,000円と増額されるものでございます。それが第11条の中で規定されているものでございます。この段階的な引上げ、また引下げにつきましては、附則で規定しております。

第12条につきましては、新たに職員となった者への扶養手当等の規定でございましたが、扶養手当に係る者のみになりますので、こここの条文は削除となります。

10ページ、お願いいいたします。

地域手当でございます。第12条の3で現行でも地域手当は支給するということとしておりましたが、それは笠置町内で勤務する職員以外、笠置町外で地域手当の支給地に勤務する者についてのみとしておりましたが、そこの文言が改正いたしまして、職員全員に地域手当を支給するというふうにしております。

第2項におきましては、京都府以外で勤務する職員については100分の8という規定でなっております。京都府以外で勤務する職員につきましては、人事院規則で定められた地域手当の級地に応じて、規定される割合を支給するというふうにしております。今回的人事院勧告では、都道府県ごとの地域手当の設定となりましたので、こういう規定に変えたもの

でございます。

続いて、第13条の通勤手当でございますが、この11ページにおきましては、文言の整理ということになっております。

12ページをお願いいたします。

第1号のところで、通勤手当の上限5万5,000円としておりましたが、こちら改正されるものでございます。まず、1号のところから第2項1号を削除いたしまして、第3項におきまして、この通勤手当の上限を15万円と規定するものに変更されております。

先ほど地域手当の説明させていただいたて、100分の8というところで説明しておりましたが、こちらも扶養手当同様、附則のほうで段階的な引上げを規定しております。令和7年度におきましては4%、年度ごとに1ポイントずつ上昇するというところで改正がされるものでございます。

それから、給料表については、12月に改正されたものから3級以上の職員についての改正となっております。ただ、3級以上の給料の支給対象者につきましては、17ページ以降の号給の切替表によりまして、金額的には変更がないものというふうな規定となっております。

一般職の職員に関する給与条例については、以上となります。

先ほど説明いたしました地域手当の改正によりまして、第4号では特別職の職員で常勤のもの、こちらは町長、副町長に当たるものですが、こちらにも地域手当の支給を加えるものとなっております。

議案第5号におきましては、笠置町参与の設置に関する条例の中で、こちらも地域手当の支給ができるというふうに規定したものでございます。

議案第7号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正におきましても、職員同様、地域手当を支給するというところでございます。ただ、こちらにつきましては、フルタイムの会計年度職員につきましては地域手当という項目で、パートタイム会計年度任用職員につきましては地域手当に相当する報酬といたしまして、現在支給している報酬に地域手当の4%を加算した額を報酬として支給するものという改正となっております。

長くなりましたが、今回の4件の条例改正についての説明、以上となります。

議長（西 昭夫君） これから議案の順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第4号の質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号の質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

今回の改正は、参与にも地域手当と通勤手当を支給するための改正ではありますが、参与の方がおられない状況が数年経過しております。そもそも笠置町参与の設置に関する条例が必要なのか、見解を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

参与につきましては、おっしゃるとおり令和4年以降不在となっております。副町長の方も不在となっている中で、参与というところの設置、令和3年度にしていただいたところでございますが、この制度自体、制度と言うか条例自体が必要か不必要かというところが、私の方では、すみません。一般職といたしましては、なかなかそこまでお答えすることは控えさせていただきたいと思いますけれども、今回の条例につきましては、地域手当の支給に合わせて改正させていただいたものでございます。

今後の対応も必要なところからの改正にもなっておりますが、設置いただいたとき、

副町長もそうですけれども、やはり町長の当職員との間にいていただける方といたしまして、副町長であれ参与であれ、必要だというふうな認識であります。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

そうですね。副町長も参与もおられないということで、また今回新会社を立ち上げられて、また社長に町長が就任されるということで、かなり町長の負担が大きくなつてこようかと思ひますので、またそのあたり、副町長なり参与の登用というあたりも検討していただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 答弁は求めますか。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号、笠置町参与の設置に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第5号、笠置町参与の設置に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがつて、議案第5号、笠置町参与の設置に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号の質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

第7条の2の第12号で、新たに職員駐車場に係る使用料が規定をされております。車通勤の職員に対して一律使用料を頂くということですが、幾ら頂くのか、また派遣されている職員もおられるかと思うんですけども、その方たちにはどうなるのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

職員駐車場に係る使用料につきましては、職員組合の方にも申入れをさせていただきまして、御了解をいただいた中で、月額1,000円というふうに考えております。

他の自治体から派遣いただいている方につきましては、給料の控除というところには、その分については、今免除の方向で考えております。

また、町の方からほかの団体に派遣している職員につきましても、そちらの対応というところになってくると思いますので、現状免除というところにしております。

4月からにつきましては、まず職員を対象といたしまして、駐車場の使用届を出している職員、車を利用して通勤している職員というところを考えておるところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第6号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第6号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号の質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

第3条に規定している公務について生じた実費の弁償とはどういうものか、説明を願いた

いと思います。また、この実費弁償についてどのように処理をされるのか、併せて説明を願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

第3条第3項に追加いたしました、公務について生じた実費の弁償というものは、出張に係る費用弁償となっております。職員と同様の旅費条例を準用しておりますが、正式に明文化して加えたものでございます。

費用弁償、実費弁償につきましては、パートタイム会計年度任用職員につきましては、通勤手当同等というところにしておりますので、その文言の整理のためのものでございます。また、旅費につきましては職員同様、個人口座に1か月分の出張に対し振り込みをさせていただいております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第7号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第7号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第12、議案第8号、職員の旅費に関する条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第8号、職員の旅費に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

デジタル化の進展、旅行に係る販売方法、料金体系の多様化など、現下の経済情勢に対応すべく、国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正されました。当町の条例については国に準拠しているため、所要の改正を行うものでございます。

御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼商工観光課長事務取扱。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第8号、職員等の旅費に関する条例一部改正の件につきまして、内容の説明をさせていただきます。

今回の改正は、先ほど町長からの説明にもありましたとおり、国家公務員の旅費法、旅費に関する法律が改正されまして、令和7年4月1日から施行されます。当町の条例についても国に準拠しておりますので、改正を行うものでございます。大きく日帰り出張時の日当の廃止や実費額による支給、また返納規定等、こういうものを国に準拠した改正となっております。

それでは、新旧対照表の方で説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

まず、条例の体系といたしまして、目次、1章、2章、3章と分かれておりましたものがなくなります。目的といたしましては、本町職員の旅費に関する基準を定めるものというふうにしております。

ページめくっていただきまして7ページ、第2条でございます。

新たに第4号で旅行役務提供者というものを規定することとなりました。この旅行役務提供者につきましては、今まで職員本人にしか支払いができなかったものを、旅行代理店やクレジットカードの会社等もできるというところで、その定義をここに規定したものでございます。

続きまして、第3条でございます。旅費の支給に関する規定でございます。第3条第2項におきまして、職員のみとしておりましたが、その配偶者やその遺族、これは職員が出張中に死亡した場合や免職等となった場合に、旅費を支給するというものの規定でございます。

8ページ、第6項におきましては、先ほど第2項におきまして出張中の退職、免職、死亡等による旅費の支給額の規定となっております。

9ページ、めくっていただきまして第8項、こちらも新設でございまして、先ほど定期のところで旅行役務提供者を規定しておりますが、その旅行役務提供者に対して金額を支払うことができるというものとしております。

10ページ下段でございます。

旅費の種目及び額というところの規定になっております。現行の旅費の種類の中で変わっておりますものが、日当、宿泊料及び食卓料というものがなくなりまして、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当というものになっております。

次の2項から、ページめくっていただきまして、第4項につきましては実費額、実際にかかった金額を支給するというものになっております。鉄道賃、船賃、航空賃というものでございます。

第6項につきましては、現行では、出張中の日数に応じて1日当たり定額を支給しておりました日当につきましては、こちらはなくなります。その代わり、その他の交通費というところで、陸路旅行についての実費額の支給というものの規定になっております。

第7項は、規則で金額を規定しておりますが、こちらも国の方で都道府県ごとに上限額が設定されております。その出張地の滞在地の地域によりまして宿泊費の上限を規定するというところでございます。ただし、その宿泊によりがたい上限までによりがたい特別な事情がある場合は、その宿泊に要する費用の額を支給するというところでございます。

第8項で食卓料は廃止されまして、包括宿泊費というものが規定されております。この包括宿泊費というものは、交通費と宿泊費の一体の対価となっているものでございます。

第9項、宿泊手当の額、こちらも新設でございます。宿泊手当の額は規則で規定するものとなっておりますが、宿泊手当については、1泊当たり2,400円を規則の方で定めさせていただくこととなります。ただ、第1号、第2号におきましては、調整の規定を入れております。

下、第7条におきましては、旅費の計算方法です。現行では、キロ数に応じたものであつたりとか、水路旅行のキロ数と規定しておりますが、今回は実費額というところでございますので、その実費による計算というところになります。したがいまして、これ以降、現行の第8条から第11条までは削除されます。

続いて第8条、旅費の請求手当は第12条からの移行となっております。内容について大きく変わるものではございませんが、本人と旅行役務提供者が請求するというふうな規定となっております。

続いて、第13条以降も削除されるものでございます。こちら日当であったりとか、鉄道賃、宿泊料、食卓料、削除される項目となっておりまして、前の種目のところで規定したるものでございます。

18ページになります。

第21条で現行でも旅費の調整は規定しておりますが、再度細かい規定となります。こちらは規則で定めるものとしておりますが、通勤手当と重複する期間の出張につきましては、その金額を調整するというような内容となっております。

最後、19ページとなります。

こちら新たに設置されるものでございまして、第11条におきましては、旅費の返納という規定にしております。出張した職員本人、また旅行役務提供者がこの条例や規則に違反して旅費の支給を受けた場合、虚偽の申請であったり、調整を行わなかったというところである場合は、その該当する金額を返納すると、させることができるというものでございます。

旅費の旅費法が大きく変わりましたので、当町の旅費条例につきましても大幅な改正を行っております。この規定につきましては、職員だけではなく特別職の方、常勤、非常勤の特別職にも準ずることになっておりますので、全ての議員の皆様にも該当するものとなっております。以上です。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号、職員の旅費に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第8号、職員の旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第8号、職員の旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

休 憇 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

議長（西 昭夫君） 日程第13、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件及び日程第14、議案第10号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件の2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第9号、笠置町職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件、議案第10号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件の2件について、一括して提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法が一部改正されます。議案第9号では、超過勤務の免除となる子の年齢の拡充、子の看護休暇等の見直し等を改正し、議案第10号では、引用している法律の条項番号変更に伴う整理を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼商工観光課長事務取扱。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件と議案第10号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件について、説明させていただきます。

先ほどの町長の提案理由にもありましたとおり、令和7年4月1日から育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法が一部改正されたものが施行されます。

当町の関連する条例について、今回改正するものでございます。

まず、議案第9号でございますが、こちらにつきましては、超過勤務の免除となる子の年齢の拡充等となっております。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、3ページをお願いいたします。

まず、育児又は介護を行う職員の深夜勤務と時間外勤務の制限についてでございます。現行では3歳に満たない子のある職員については、深夜勤務と時間外勤務を制限しております。

た。今回の改正によりまして拡充されまして、小学校就学の始期に達するまでの子というところまで年齢が広がっております。

続きまして4ページ、第15条でございます。

介護休暇の項目で、現行では配偶者等と規定しておるだけのところでしたが、配偶者には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含み、また父母や子、配偶者の父母等、介護休暇の対象となる要介護者を明文化したものとなっております。

15条の3、5ページでございます。

15条の3と15条の4につきましては、新設となっております。

まず15条の3で、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対して、意向確認をすることと面談をしたりというところを新設となっております。また職員が40歳に達した日の属する年度においては、先ほどの事項を通知する必要があるというところでございます。

15条の4におきましては、勤務環境の整備の規定でございます。町は職員に対する介護両立支援制度の研修を実施したり、またその相談体制を整備、その他介護両立支援制度の勤務環境について、整備をする必要があるという旨を規定しております。

最後、附則についてですが、この条項につきまして経過措置の中で、条項番号の変更が行われております。これは法改正によるものでございます。

続きまして、議案第10号でございますが、こちらの方は条項番号の変更のみとなっております。

新旧対照表2ページにおきましては、勤務時間条例の規定の文言整理というところでございます。また3ページにおきましては、国の法律の方の番号の変更というところで改正をしているものでございます。

議案第9号、10号についての説明は以上です。

議長（西 昭夫君） これから議案の順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第9号の質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号の質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第10号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第10号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第15、議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件について、提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が廃止、拘禁刑が創設され、令和7年

6月1日から施行されるため、当町の関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件について、御説明を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに禁錮刑に单一化されることとなり、令和7年6月1日から施行されるため、当町においても関係条例を改正するものでございますが、いずれも条文中に懲役、禁錮、または禁錮以上の刑とあるものを拘禁刑に改めるとしております。

1ページを御覧ください。

一部改正する関係条例及び関係条項は次のとおりです。

笠置町職員の給与に関する条例、第18条の5第3号及び第4号並びに第18条の6第1項第1号及び第5項第1号。笠置町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、第6条第1号。笠置町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、第8条第1項。

2ページに参りまして、笠置町表彰条例、第10条第2号。笠置町暴力団排除条例、第16条第1項。笠置町個人情報保護法施行条例、附則第3条第5項及び第6項でございます。第2編では、経過措置に関して明記しております。

第7条では、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合等に、今回の刑法改正に伴って、その罰則の適応に影響が生じないようにするために、国の関係法令の整理法に規定している経過措置と同様の経過措置を設けております。

続いて3ページ、御覧ください。

第8条、第9条では、欠格条項など、懲役や禁錮に処せられたものや、これらの刑で起訴されたものを人の資格制限の対象としている場合等に、今回の刑法改正に伴って、これらの刑が拘禁刑に改正されたとしても、その対象となる範囲に影響が生じないようにするための経過措置を設けております。

本条例の施行日は、刑法と一部改正法の施行日、令和7年6月1日としております。以上でございます。

最初の説明の最初の部分でございますが、拘禁刑と言うべきところを禁錮刑と申してしまいました。訂正させていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第16、議案第12号、笠置町企業版ふるさと納税基金条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第12号、笠置町企業版ふるさと納税基金条例制定の件について、提案理由を御説明申し上げます。

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度を活用し、寄附金を基金に積立て、計画的な事業実施をするために、制度に適した新たな基金条例を制定するものでございます。施行日は公布日からでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。企画調整課長。

企画調整課長（草水英行君） 失礼をいたします。

それでは、議案第12号、笠置町企業版ふるさと納税基金条例制定の件について、御説明申し上げます。

前段といたしまして、企業版ふるさと納税制度について説明をさせていただきますと、企

業の方から、町に対して応援という形で寄附金を受けます。その受けた寄附金につきましては、その受けた年度で使い切る、活用し切るというルールになってございます。年度をまたいで活用するためには、企業版ふるさと納税制度に則した基金の設置が必要となるということですので、今回新たな基金の条例をお願いするものでございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

第1条、設置でございます。設置に関して書いてあります、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業とは何ぞやという話になるんですけれども、こちらにつきましては、地域再生計画として内閣府に認定を受けた計画になっております。笠置町で言いますと、現在新しい人の流れの創出や交流拡大などの町を活性化する事業と、もう一つ防災や地域コミュニティー、子育て環境の整備などに活用できる安心して暮らせる町づくり事業、こういった事業に対して、企業からの寄附を受けられるということで認定をいただいております。そちらの財源に充てるための基金ということで、設置の目的を書かせていただいております。

第2条、積立てでございます。基金に積立てをする際は、一般会計予算書において、歳入歳出額を計上しまして、積立てをさせていただくものでございます。現時点では、寄附金を原資に積立てを想定しておりますけれども、計画的な事業実施のために一般財源を積み立てるにも可能ということでの設置をしております。

第3条、管理でございます。こちらにつきましては、基金の管理規定になってございます。

第4条、運用益金の処理ということでございます。

基金を預金に預け入れた場合に発生する預金利子などについても、一般会計予算において歳入歳出額を計上しまして積み立てるものとしております。

第5条、処分でございます。基金に積み立てた財源は、計画に設定した事業に対してのみ活用できるものとして、限定活用、限定処分を明示したものでございます。

第6条、繰替運用でございます。現金が不足した場合に、基金のお金を一時的に歳計現金に繰り替えて使用することができるということを明示したものでございます。

第7条、委任でございます。基金管理に関する本文に、本条文にない事項については、町長が別に定めるとしております。

なお、附則といたしまして、公布の日から本条例は施行するということで、お願いをしております。

私のほうからは、以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号、笠置町企業版ふるさと納税基金条例制定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第12号、笠置町企業版ふるさと納税基金条例制定の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第12号、笠置町企業版ふるさと納税基金条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第17、議案第14号、笠置町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第14号、笠置町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律で定める非常勤消防団員に係る退職報償金の支給基準について改正されるため、本町における条例についても改正を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、議案第14号、笠置町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例一部改正の件について、御説明を申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令について、非常勤消防団員の処遇を改善するため消防団員と公務災害補償等共済基金、または指定法人が町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分が見直され、新たに35年以上の区分が追加されたため、本町の条例についても改正を行うものでございます。

新旧対照表の2ページを御覧ください。

別表（第2条関係）におきまして、現行では、表頭勤続年数の一番右の欄を30年以上としておりましたが、改正後（案）では30年以上35年未満とし、新たに右の欄を追加して35年以上としております。それに合わせて、表側、団長から団員までの区分に応じ、新たな支給額を明記しております。

なお、この条例の施行日は令和7年4月1日とし、改正後の規定は同日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した団員については、なお従前の例によることとしております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号、笠置町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第14号、笠置町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第14号、笠置町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第18、議案第15号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第15号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害

補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について改正されるため、本町における関係条例について改正を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、議案第15号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件について、御説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、公安職の俸給表1及び扶養手当支給額が改訂されたことを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、公安職俸給を参考に算出している非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額と、扶養手当支給額を参考に算出している扶養にかかる補償基礎額の加算額が改定されたため、本町においても条例一部改正を行うものでございます。

新旧対照表2ページを御覧ください。

第5条、補償基礎額について、第2項第2号の条文中、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を1万4,200円から1万4,500円に改正しております。

続いて、3ページを御覧ください。

同条、第3項については、非常勤消防団員等の費用に係る補償基礎額の加算額について規定しているものでございますが、扶養している親族によって第1号から第6号まで区分される加算額について、改定を行うものでございます。

第1号、配偶者については217円から100円に、第2号、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子については333円から383円に、第3号から第6号までについては、現行と変わらず217円とするものです。

次の第4項については、文言整理をしております。

続いて、4ページを御覧ください。

別表（第5条関係）補償基礎額表において、表頭、勤続年数と表側、階級により、改正後の補償基礎額を示しております。

本条例の施行日は、令和7年4月1日としております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第15号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第15号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第19、議案第16号、笠置町子ども・子育て会議条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第16号、笠置町子ども・子育て会議条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

笠置町子ども・子育て会議において、笠置町こども計画の策定及び変更に関する事項の調査審議を行うため、当該会議の所管事務等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものです。施行日は公布の日からでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第16号、笠置町子ども・子育て会議条例一部改正の件について、御説明をさせていただきます。

新旧対照表で御説明させていただきます。2ページをお願いいたします。

第1条では、笠置町子ども・子育て会議を設置する根拠に、子ども基本法の条項を引用する規定を加えております。

また、第2条では、会議の所掌事務に笠置町こども計画の策定及び変更に関する事項の調

査、審議に関する事務を加えております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

第2条第1項第2号で、笠置町こども計画の策定とありますが、これから笠置町こども計画を作成するということなのか、また、子どもという表記は平仮名表記でいいのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置町こども計画につきましては、令和7年度に子ども・子育て会議を設置し、策定していくということになります。

続きまして、子どもという表記の平仮名表記についてですが、これは、こども基本法の基本理念に基づき、計画名や関連文書では、平仮名のこどもを使用することが推奨されていることから、当町の計画においても平仮名表記としております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

それでは、この計画につきましては、いつからいつまでの計画なのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） こども計画につきましては、令和7年度で作成させていただきまして、令和8年度から4年間の計画を予定しております。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号、笠置町子ども・子育て会議条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第16号、笠置町子ども・子育て会議条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第16号、笠置町子ども・子育て会議条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第20、議案第17号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第17号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。施行日は令和7年4月1日からでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第17号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、御説明させていただきます。

まず、今回的一部改正ですが、家庭的保育事業者等とは従来の認可保育所の枠組みに加え、利用定員が5名以下の家庭的保育事業、利用定員が6人から19人の小規模型保育事業、保育が必要なものの家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どもに開放して保育を行う事業所内保育事業の4つを指しており、これら4つの事業は市町村が認可する事業として、平成27年4月から新たに制度化されました。

また、国としての家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準では、これらの事業等については、小規模かつ2歳までの保育であることから、保育内容支援、代替保育、卒園児の受皿の確保の3要件で合意した連携施設の確保を必要としております。

しかしながら、令和6年度の地方分権提案において、連携施設の確保が困難であるという状況を背景として、連携3要件のうち、保育内容支援については、代替保育と同様に家庭的保育事業者と同士の連携が可能となるよう、基準を緩和すべきとの提案がなされたこと等を

受けまして、当該提案を実現するための法改正が行われ、当町の条例につきましても一部改正をするものです。

新旧対照表で御説明させていただきますので3ページをお願いいたします。

まず、第6条におきましては、2つの項が追加されたことから項番の整理を行っております。主な改正内容といたしましては、4ページになりますが、第6条第2項及び第3項におきましては、家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園または認定こども園との連携によって、適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援について、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするものでございます。

続きまして5ページになりますが、第6条の第4項及び第5項につきましては、連携協力項目のうち、代替保育については、市町村長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とするものでございます。

続きまして6ページでございます。第16条におきましては、管理栄養士養成施設卒業者が管理栄養士国家試験を受ける場合において、栄養士の免許を取得することを不要とする栄養士法の改正を踏まえ、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても、基準を満たすことができることとする省令改正が行われたことを踏まえ、管理栄養士を加える改正をしております。

7ページでございます。

附則第3条では、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間が令和7年3月31日まででしたが、それをさらに5年間延長するものとして改正を行っております。

また、施行日は令和7年4月1日からとしており、ただし附則第3条の改正規定については、公布の日からとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第17号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第17号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第21、議案第18号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第18号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正化されたことに伴い、町条例につきましても一部改正するものでございます。施行日は令和7年4月1日からでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第18号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、説明をさせていただきます。

今回的一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の規定により、町は国が定める基準を踏まえ、特定教育保育施設、保育所、認定こども園等ですが、及び特定地域型保育事業者、先ほどの議案でもお話しさせていただいた、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育事業等が、従うべき運営に関する基準を条例で定めることとされております。

のことから、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についても、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で御説明させていただきます。3ページをお願いいたします。

まず、第37条におきましては、小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型は、現在の第42条第3項第1号に置かれている小規模保育事業A型事業者等を、今回新設する第42条第3項に移ることに伴い、引用を改める改正をしております。

次に、4ページをお願いいたします。

第42条におきましては、本条中に第2項及び第3項として項が新設され、現在の第2項以下の項が2項ずつ繰り下がることから、引用を改める改正が行われております。主な改正内容といたしましては、第42条第2項及び第3項におきましては、令和6年度の地方分権提案において、連携施設の確保が困難であるという状況を背景として、連携施設の3要件のうち、保育内容支援については、代替保育と同様に地域型保育事業者同士の連携が可能となるよう、基準や連携施設の設定に関わる緩和をうたった改正が行われております。

次に、6ページでございます。

第42条第4項第5項につきましては、代替保育に関わる設定については、既に地域型保育事業者同士の連携を可能とする緩和基準が設けられているところですが、現在でも連携先を確保できない事業所が少なくないことから、市町村長が必要な措置を講じても、なお代替保育に係る連携先の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を要しないこととする改正が行われております。

次に、7ページでございますが、附則第4条につきましては、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を、令和7年度3月末から5年間延長するものでございます。また、施行日につきましては、令和7年度4月1日としておりますが、附則第4条の改正規定につきましては、公布の日からとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第18号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第18号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第22、議案第19号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第19号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額17億4,514万9,000円に歳入歳出それぞれ2,479万1,000円を減額し、合計を17億2,035万8,000円とするものであります。主な内容としましては、電算システム管理事業において、中間サーバープラットフォーム機器更改経費の確定による増額、基金管理事業においては、普通交付税追加交付部分により、臨時財政対策債償還基金費分の積立てやふるさと納税額の増加に伴うふるさとづくり基金への積立てによる増額、また事業費等の確定により不用額を減額計上しています。

また歳入では、定額減税減収補填特例交付金の確定による地方特定交付金の増額や社会保障・税番号制度システム整備費の補助金などの交付額確定による国庫支出金の増額、諸収入では、市長収支残金の返還額確定により増額となったため、財源調整として財政調整基金繰入金を減額計上しています。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、議案第19号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件につきまして、私の方から歳入予算と総務財政課が所管します歳出予算の主なものにつきまして、説明をさせていただきます。

初めに5ページを御覧ください。

第2表、継続費の補正でございます。

当初に設定しておりました、こども計画策定事業に係る継続費でございます。事業費が確定したため、令和6年度、7年度とともに、年割額を減額しております。

続いて6ページ。第3表、繰越明許費でございます。

令和7年度へ繰り越す事業は、10件を予定しております。

続いて、歳入予算について説明をさせていただきます。

10ページを御覧ください。

中段、7款地方消費税交付金については、交付金の額が確定しておりますので、増額計上しております。

11款地方特例交付金につきましては、定額減税に係る特例交付金が大幅に増額となり、こちらも交付金額が確定しておりますので、増額計上させていただいております。

12款地方交付税につきましては、先の臨時会において普通交付税額が確定したとして、増額計上させていただきましたが、予算計上額を誤っておりましたので、今回正しい数値に修正をさせていただき、減額の計上をさせていただいております。申し訳ございませんでした。

続いて、11ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付事業104万7,000円を計上、障害児入通所給付費125万5,000円を減額計上しております。利用者の増減等により負担金額が増減したことによるものでございます。また、自殺対策強化交付金については、交付金額確定のため143万7,000円を減額しております。

同じく中段、同款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金としまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金261万9,000円を計上しております。こちらは令和6年度のみとなります。自治体中間サーバープラットフォームの機器更改経費に充当する補助金額が確定したことによるものでございます。

同じく同節、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金307万5,000円を計上しております。こちらは定額減税補足給付金事業及び価格高騰重点支援給付金事業に充当しており、事業の実施により補助金上限額が変更となったため、増額計上させていただいております。

続いて同節、デジタル基盤改革支援補助金283万1,000円を減額計上しております。令和6年度分の基幹系システムの標準化、共通化移行経費の事業費が確定しましたので、補

助金についても減額をしております。

続いて、12ページを御覧ください。

16款府支出金については、補助金額の確定により予算額を増減し、計上しております。

続いて、13ページを御覧ください。

上段、17款財産収入、1項財産運用収入、2目財産貸付収入、2節施設等貸付料で、デイサービス利用施設貸付料を214万4,000円減額しております。デイサービスセンター等に関する町有財産、有償貸付契約満了に伴い、新たに締結した契約に基づき貸付料を減免することとしたため、今回減額計上をしております。

続いて、18款寄附金、1項寄附金では、ふるさと納税制度による寄附金額の増により、一般寄附金、指定寄附金、合わせて437万5,000円を増額計上しております。

続いて下段、21款諸収入、3項雑入、2目雑入では、市長収支残金返還として、住宅新築資金貸付事業に係る貸付金償還額が確定したことにより、住宅新築資金と貸付組合より返還金の確定通知がありましたので288万円を計上しております。

これらの歳入科目の増減により、財源調整のため、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金を3,031万3,000円を減額計上しております。

続いて、歳出予算について説明をさせていただきます。

まず、職員人件費につきましては、期末勤勉手当の額が確定しておりますので、ほとんどの科目におきまして、不用額を計上しております。また、事業費の確定により、不用額の計上理由として減額している科目、また、職員人件費についてのみ補正予算を計上している款については、説明を省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

まず、15ページ下段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の電算システム管理事業としまして、TRYシステムの負担金を484万1,000円減額計上しております。歳入予算でも少し触れましたが、現在国が進めております基幹業務システムの標準化への移行経費でございますが、本町が使用しております基幹業務システムNewTRY-X/IIを国が示す標準仕様書に合わせた標準準拠システムとなるTRY-X/IVへと移行するための作業について、令和6年度分の負担金額が確定しましたので、今回減額計上させていただいております。

一方、次ページの上段におきましては、マイナンバー負担金といたしまして261万9,000円を計上しております。現在情報提供ネットワークシステムを介して、自治体間

の情報連携を行っておりますが、情報連携の対象となる個人情報を管理している自治体中間サーバーの機器更改があり、サーバーを運用している地方公共団体情報システムより、更改経費の確定について通知がありましたので、増額計上をしております。全額、国庫補助金を財源としております。

続いて中段、同項3目財政管理費では、24節積立金945万円を計上しております。基金管理事業としまして、減債基金積立金493万9,000円を計上、今年度の追加交付された普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費として交付された分を計上しております。国からの通知により、令和7年度、8年度の臨時財政対策債の償還に備えるものでございます。また、ふるさとづくり基金積立金を437万5,000円を計上、ふるさと納税による寄附金額の増加により、歳入に合わせて積立金額を増額計上しております。

ページ飛びまして、26ページ中段を御覧ください。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費の消防団事業としまして57万円を計上しております。消防団員に係る報酬費及び報償費等でございますが、歳入見込額がほぼ定まりましたので、不足分を補正計上させていただいております。

以上、総務財政課が所管します補正予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 企画調整課長。

企画調整課長（草水英行君） 失礼をいたします。

私の方からは、企画調整課が所管いたします歳出補正予算について、御説明をさせていただきます。

予算書の17ページを御覧ください。

17ページ、2款総務費、6目企画費でございます。

中段ほどにあります総合計画推進事業といたしまして1万4,000円を減額させていたたいております。実績見込みによる減額でございます。

私の方からは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします補正予算について、説明いたします。

17ページを御覧ください。下段になります。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、京都地方税機構事業におきまして215万4,000円を減額計上しております。派遣職員の人事費、調整費等でございます。

続きまして、18ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務におきまして33万9,000円を減額計上しております。育児休暇を取得しておりました職員の復帰によるものでございます。

続きまして、20ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、繰出事業におきまして、国民健康保険特別会計繰出金といたしまして105万4,000円を計上しております。当初予算時におきまして、一部計上漏れがあった分を計上させていただいております。

続きまして、23ページをお願いします。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費、塵芥処理事業におきまして9万2,000円を減額計上しております。こちらは会計年度任用職員さんの報酬費用の減額でございます。

続きまして、広域行政事業といたしまして127万円を減額計上しております。相楽東部広域連合の分担金として62万6,000円の減額、また、ごみ処理広域化検討事業におきまして64万4,000円を減額計上しております。このうち、旅費と有料道路通行料におきましては減額し、来年度に再度計上させていただく予定としております。

ごみ処理広域化検討事業経費負担金といたしまして56万9,000円を減額しております。こちらにおきましては、基本構想策定委託業務といたしまして、当初2,519万円の4市町村の均等割で、町の負担629万7,500円、そのうちの30%を見込んで188万9,250円として計上しておりましたが、契約金額が1,760万円となったことから、1町村当たり132万円となるため、差額の56万9,000円を減額しております。

2目し尿処理費、し尿処理事業におきまして91万1,000円を減額計上しております。このうちの印刷製本費におきまして7万4,000円を減額計上いたしておりますのは、くみ取券の値上げが予定されているため、購入枚数を調整したことによるものです。

続きまして、24ページをお願いします。

合併処理浄化槽推進事業といたしまして183万8,000円を減額計上しております。当初浄化槽の設置を5人槽を1基、7人槽を3基として計上しておりましたが、実績としまして5人槽が1基、7人槽が1基ということになりましたので、不用額を落としております。

最後に、広域行政事業といたしまして7万2,000円を減額計上しております。こちらは、相楽広域行政組合負担金のし尿処理分としてでございます。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、保健福祉課が所管いたします歳出予算について、御説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。下段です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。社会福祉協議会補助事業では26万2,000円の減額をさせていただいております。社会福祉協議会人件費が支出見込みによる14万5,000円の減額、また、団体育成事業では、町老人クラブ連合会解散に伴う11万7,000円の減額をしております。

20ページをお願いいたします。

障害者福祉事業で2万4,000円の減額をしております。福祉タクシー事業で支出見込みによる減額として1万2,000円の減額としております。

続いて、福祉医療事業でございます。102万円の減額をしております。その中で、障害児（者）医療費助成事業で100万円の減額をしております。これにつきましては、入院の減等に伴う支出見込みによる減額でございます。

また、障害者自立支援給付事業では35万9,000円の減額をいたしております。障害児入所給付事業では、当初利用可能日を最大で見ておりましたが、支出見込みによる減額でございます。243万9,000円を減額いたしております。障害者自立支援給付事業では208万円の計上をさせていただいております。これにつきましては、サービス利用者や報酬の改定に伴う増でございます。

下段、自殺対策推進計画策定事業で160万6,000円を減額いたしております。これにつきましては、委託料の確定に伴う減額でございます。

21ページをお願いいたします。

4目老人福祉費でございます。高齢者福祉事業では207万5,000円を減額計上させていただいております。額の確定に伴いまして介護者激励金支給事業では13万円の減額、それから外出支援サービス事業では、利用者減少のための支出見込みに伴って90万円の減額をいたしております。また、敬老会事業では、事業確定に伴う減額で15万2,000円を計上しております。また、老人クラブ活動補助事業では、老人クラブ連合会解散のため、活動継続の単位、老人クラブの補助を残した差額を減額させていただいております。老人手当支給事業では、額確定に伴う減額で23万円でございます。

5目の老人福祉施設費でございます。老人福祉施設運営事業では、支出見込みによる減といたしまして23万1,000円の減額で計上させていただいております。

22ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。児童福祉事業では21万2,000円の減額をしております。笠置未来っ子応援事業に伴っては、事業実績に伴う減で5万1,000円を、それから、こども計画策定事業につきましては、委託料確定に伴つて11万円を減額しております。また、児童公園維持管理事業では、支出見込みに伴つて7万円の減額をさせていただいております。

下段でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。予防接種で280万8,000円を減額させていただいております。

23ページに移りますが、定期予防接種（乳幼児、高齢者等）で280万8,000円でございます。これは、当初の町内接種見込数よりもインフルエンザ及びコロナがともに人数が減ったため、医薬材料費として222万5,000円を減額しております。また、町内外全体としても接種見込数が減ったことに伴いまして、予防接種委託料で58万3,000円の減額をいたしております。

それから、母子保健事業では10万6,000円を計上させていただいております。妊娠婦健診委託料では、2名分中1名分を減額で11万2,000円の減額、国庫支出金返還金では、令和5年度の実績確定に伴う返還金として21万8,000円を計上させていただいております。以上、保健福祉課に関する説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 参事兼商工観光課長事務取扱。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

商工観光課所管の予算につきまして、説明させていただきます。

まず、16ページをお願いいたします。

上段、中ほどにございます、公共交通事業です。総務費、総務管理費、一般管理費でございますが、公共交通事業、それから次のページ、企画費のJR笠置駅切符等販売事業、これにつきましては、会計年度任用職員の報酬支払額見込みによる減額となっております。

17ページ、6目企画費におきまして、移住促進事業で136万円を減額させていただいております。これにつきましては、移住で来られた方の空き家改修に係る補助金、それから家財道具の撤去、マッチングに係る報償金というふうなところでございますが、空き家改修で補正に計上いたしました2件を含め、180万円の5件分を計上させていただいておりましたが、2月末までの完了で、ほぼ見込みと確定しましたので、その分の減額をさせていた

だいております。

続きまして、その下のふるさと納税事業でございます。155万2,000円を増額計上させていただいております。12月に入りましてから、返礼品つきのふるさと納税の寄附を多く寄附いただきましたので、返礼品に係る報償費や送料、それから決済の手数料等、事務に係る経費を増額させていただいたものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

商工費でございます。人件費に関しましては先ほど同様、支払い見込みによる減額となっております。

2目商工振興費では9万9,000円を減額させていただいております。笠置町商工会で実施いただきました商品券事業に対する補助金、こちらの方が額が確定しましたので、町の補助金額を減額したものでございます。

4目産業振興会館におきましては、光熱水費を20万円計上させていただいております。当初の見込みより、かなり光熱水費、電気代の方が高騰しておりますので、不足分の20万円の計上となっております。

商工観光課所管の予算については、以上です。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

建設産業課が所管いたします歳出予算につきまして、御説明させていただきます。

24ページの中段をお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の4委員会事業で17万3,000円の減額補正を計上させていただいております。1節報酬で3万9,000円を減額しております。年度途中におきまして、欠員1名が生じたことによります減額でございます。

続きまして、8節普通旅費で3万4,000円、18節負担金、補助金及び交付金で10万円を減額しております。管外研修未実施により減額させていただいております。

次に、同項の3目農業振興費におきまして、農業振興事業補助金交付額が決定いたしましたので、府支出金から一般財源へ財源振替をさせていただいております。

次に、5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費におきまして、事務処理特例交付金額が確定いたしましたので、一般財源から府支出金へ財源振替をさせていただいております。以上で、建設産業課が所管いたします歳出予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明が終わったところで休憩をします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから質疑を行います。議案第19号の質疑につきましては、歳入歳出とともに1款ごとに区切って質疑を行います。

議案第19号についての質疑通告はありません。

まず、歳入に関する質疑を行います。1款町税に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで1款町税に関する質疑を終わります。

次に、7款地方消費税交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで7款地方消費税交付金に関する質疑を終わります。

次に、11款地方特例交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで11款地方特例交付金に関する質疑を終わります。

次に、12款地方交付税の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで12款地方交付税に関する質疑を終わります。

次に、14款使用料及び手数料の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで14款使用料及び手数料に関する質疑を終わります。

次に、15款国庫支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで 15 款国庫支出金に関する質疑を終わります。

次に、16 款府支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで 16 款府支出金に関する質疑を終わります。

次に、17 款財産収入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで 17 款財産収入に関する質疑を終わります。

次に、18 款寄附金の質疑を行います。質疑はありませんか。1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

寄附金が大きな増となっております。その要因としては、ふるさと納税があったからというような説明があったかと思いますが、どのような指定寄附があったのか、また、あると予想されるのか、説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、今回 437 万 5,000 円の増額の歳入の受入れを計上させていただいております。要因としましては、先ほど由本議員もおっしゃったとおり、返礼品つきのふるさと納税が大きく関与しております。3月9日現在までで 238 件の寄附で 608 万 4,000 円、これが返礼品つきのふるさと納税でございますが、12 月の 1 か月だけで 120 件、大体 300 万ちょっと、400 万近い寄附を受けたというところになっております。

寄附金控除を受ける際には、12 月までの寄附に関することということになりますので、駆け込みと言いますか、12 月の寄附が大きく増えております。

今年に関しましては、例年 12 月は多いにしても、今年は大口、多額の寄附であったり、件数が多かったというところで、今回の増額になったところでございます。

ふるさと納税の寄附に関しましては、項目を 5 つ設定しております。歴史・文化等に関すること、交流基盤に関すること、子ども・子育てに関すること、健康長寿に関すること、それとその他という項目で、寄附の事業区分を決めておりますが、先に言いました 4 つの項

目について、こちらに対する寄附について指定寄附として受け入れております。

その他の寄附に関して、何でもどうぞという形で寄附いただいた分については、一般寄附で受け入れておりますので、寄附いただいた項目に合わせて、町で組んでおります事業費、例えば子ども・子育てに関する事例でしたら、未来っ子応援給付金に充当したり、健康長寿でしたら、高齢者の福祉事業に充当したりというふうにしております。

今後も、この項目で受け入れることとしておりますが、返礼品についても各事業者さん、いろいろ工夫いただいて、まだ新規の登録も増えているというところですので、次年度もこういう形で継続していけたらと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

5項目の寄附があるんですけれども、特にどういった目的を持った寄附が多かったか、分かつたら教えてください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

この中で、5項目の中で一番多いのは、やっぱりその他の何でもというところなんですけれども、笠置町に関しましては、笠置寺であったり、そういう歴史資産が多いところでもありますので、歴史に関する事例といたしまして174万円の寄附をいただきました。その後が、子ども・子育てに関する事例で105万1,000円、これが3月9日現在の合計トータルの数字となっております。

健康長寿につきましては、ふるさと納税での寄附ではなく一般寄附で、高齢者の福祉に役立ててくださいという寄附をいただいているというところもございますが、金額的なことを言いますと、先ほど説明させていただいた内容となります。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで18款寄附金に関する質疑を終わります。

次に、19款繰入金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで19款繰入金に関する質疑を終わります。

次に、21款諸収入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで21款諸収入に関する質疑を終わります。

次に、22款町債の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで22款町債に関する質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。まず、1款議会費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

16ページに、笠置中学校広域連合負担金が220万5,000円計上されております。

この内容が分かつておれば、説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

笠置中学校広域連合負担金につきまして、220万5,000円を計上していることについてでございます。

少し長くなるんですけれども、この機会に算定方法について、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

この負担金につきましては、相楽東部広域連合負担金のうち、笠置中学校に係る経費を両町村の生徒が通学している関係上、南山城村との案分により負担するものでございます。過年度分の精算金となっております。この令和6年度予算に計上しておりますのは、令和5年度の笠置中学校の経費分となっております。

過年度分になる理由としましては、負担金の算出方法が関係しております。まず現年度分の笠置中学校分の負担金につきましては、全額南山城村が負担し、一旦相楽東部広域連合

へ支払っていただいております。その関係上、普通交付税の中学校費分については、全額南山城村へ交付されることとなっております。

令和5年度の連合予算について決算が終わった後、令和6年12月の連合議会で認定されたわけでございますが、南山城村担当課におきまして、令和5年度の負担金額から普通交付税の交付額を差引きしていただきまして、南山城村分と笠置町分の負担金を算出していただき、双方確認の上、合意を終えた後、南山城村から笠置町へ請求があるという流れになっております。

その確認作業が大体1月後半の作業となり、3月下旬に請求書が送付されるということになっております。

今回の増額の要因でございますが、笠置中学校に係る経費自体と言いますのは、令和4年度の5,709万9,000円から令和5年度は5,624万2,000円と微減しておりますところでございますが、普通交付税につきましても生徒数の減もありまして、4,129万6,000円から4,035万5,000円と減額になっております。

ただ、一番の要因でございますのは、生徒数の変動でございまして、令和4年度につきましては、笠置町の生徒10人に対し南山城村の生徒は37人でございましたけれども、令和5年度につきましては、笠置町の生徒14人に対し南山城村が30人と、笠置町が4人増え、南山城村が7人減ったということでございました。

負担金の80%を生徒数割という計算をしていることから、今回の増額に大きく影響したるものでございます。

令和5年度につきましては、中学校の経費としては、特に増額の要因はなく、生徒数割の増加によるものでございまして、今回の大幅な増額となったものでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで2款総務費の質疑を終わります。

次に、3款民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで3款民生費の質疑を終わります。

次に、4款衛生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで4款衛生費の質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで5款農林水産業費の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで6款商工費の質疑を終わります。

次に、7款土木費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで7款土木費の質疑を終わります。

次に、8款消防費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで8款消防費の質疑を終わります。

次に、10款公債費の質疑を行います。質疑はありませんか。1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

10款公債費で、元金が81万8,000円、利子で4万4,000円が増額をされております。これについて説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和6年度の元利償還金につきましては、今回元利合わせて86万2,000円を増額計上させていただいております。地方債を発行する際には、借入金額、また償還年数、据置期間、借入れ当時の市場などから、財務省におきまして、貸付利率が設定されるわけでございますが、当町におきましては、これまで据置期間を設けて借入れする場合がほとんどであり、

数年後に始まる元金償還につきましては、公債台帳により、今年度の正確な数字を把握できやすい状況でございました。

ただ、令和5年度は、歯科診療所の医療機器更新事業分としまして、令和6年5月に府協議に基づいた据置きなしの6年償還で借入れをしましたので、令和6年度より償還が始ることとなりました。

令和6年度当初予算におきましては、貸付利率を見込みとして設定しまして、元利均等償還を支払い方法としている関係上、元金につきましても仮の利率により見込額で予算計上しておりましたので、今回確定額として増額補正させていただいております。

また、利子償還金につきましても、令和5年度分として借入れしました分につきましては、見込みで仮の利率を設定しておりますが、貸付金利息の相場も上がっており、見込みより若干増額となりましたので、今回増額させていただいております。以上です。

議長（西 昭夫君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君）質疑なしと認めます。

これで10款公債費の質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通し、全体の質疑を行います。質疑はありませんか。1番、由本議員。

1番（由本好史君）1番、由本です。

6ページに繰越明許費が1億3,785万4,000円ということで、10の事業が掲載されております。どうして、これらの事業が明許繰越しとなったのか、説明を願いたいと思います。

議長（西 昭夫君）総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）失礼をいたします。

6ページの第3表、繰越明許費の関係で、総務財政課が所管します事業について、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、一番上の庁内端末更新事業でございます。

本事業は、役場庁内におけるLGWAN系、個人番号系、インターネット系の端末機器、いわゆるパソコンの更新に係るものでございますが、事業遅延の理由としましては、ロシアのウクライナ侵攻等による半導体不足などの影響が長期化しており、電子機器の確保、調達が難しくなっていること、またシステムエンジニア等の人材不足に加えまして、国が進める

標準化ガバメントクラウドへの移行に伴う業務が増大しまして、円滑な業務執行に支障を来していることなど、IT企業側の問題もある一方、また当町におきましても、新しく山本町長が就任され、IT関係の業務に精通しておられることもあり、もう一度仕様書などを見直し、経費削減について検討することとしまして、繰越事業として上げさせていただいております。

また、2番目の個人情報保護業務委託事業につきましては、令和6年度については、個人情報の取扱い状況点検業務と個人情報保護ファイル簿の更新業務について、予算計上させていただきました。この業務につきましては、セキュリティー安全管理点検業務と確認で実施してきたものでございます。

令和6年度に個人情報保護法施行規則と個人情報保護ガイドラインが一部改正されまして、漏えい等に関する報告義務と安全管理措置の対象範囲が拡大されたことに伴い、令和7年度予算を検討する段階で、新しい基準にのっとった取扱い状況の点検業務と一体で考えていきたいと思いまして、業者に相談をさせていただき、経費削減の面も考慮しまして、7年度に同時進行でさせていただくということで、経費の削減にもつながるということを聞きましたので、今回の予算につきましては繰越しさせていただき、来年度の業務と一体で進行させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

保健福祉課が所管いたします民生費、社会福祉費、物価高騰重点支援給付金事業、住民税非課税世帯分及びこども加算分でございます。

これにつきましては、現在実施しておりますが、確認証等の提出期限を令和7年5月30日までとしておるため、一部を繰り越す予算計上というような形でさせていただいております。

なお、3月7日には、第1回目の振込を実施しております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ごみ処理広域化検討事業で132万円を繰越しさせていただいております。

こちらにつきましては、基本計画策定業務といたしまして、2か年を使って業務を委託しているもので、30%を当初見越しておりましたが、こちらの事業につきまして、特別交付税がつくかもしれないということで、来年度にまとめてお支払いするということで繰越し

せていただきました。以上です。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

建設産業課が令和7年度へ繰り越す事業数は、6ページの中段から下段までの5事業でございます。

現在白鷺橋修繕事業につきましては実施しておりますが、本事業周辺におきましても同様の橋梁修繕事業を実施しており、通行規制を調整した結果、事業の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

橋梁修繕事業以外の4事業に関しましては、ほかの事業との兼ね合いによりまして、翌年度に繰越しをお願いさせていただいている事業でございます。

こうした繰越しにつきましては、いずれの事業につきましても、早期完了を目指して取り組んでまいります。

また一方で、国におきましては、建設業の働き方改革を推進されている側面もございますので、今後につきましては、制度の範囲以内で有効かつ計画的に活用をはかるとともに、早期着手、早期完了、また事業の平準化や会計年度独立の原則にも努めてまいりたいと思いまので、御理解をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで議案第19号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第19号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第19号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第23、議案第20号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第20号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額2億2,486万7,000円から歳入歳出それぞれ187万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれれ2億2,299万3,000円とするものです。

主なものといたしまして、歳入におきましては府支出金の減額と前年度繰越金の計上を、歳出におきましては保険給付費の減額と基金積立金の計上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第20号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件につきまして、歳出から説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で13万円を減額しております。うち委託料で2万5,000円増額しておりますのは、基幹システムの標準レイアウトに係る対応でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費で600万円を、3目一般被保険者療養費で54万円を、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費で390万円をそれぞれ減額しております。

いずれも12月支出済額から残りの必要額を見込み算定し、突発的な高額請求を考慮した予算額としております。

4款保健施設費、1項保健施設費、1目保健衛生普及費で25万円を減額しております。人間ドックに係る不用額見込み等によるものです。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査事業費、委託料で6万円を減額しております。特定健診の事業が終了したことによる不用額なっております。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金で900万6,000円を計上しております。

次に、歳入の説明に移ります。7ページをご覧ください。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料で5,000円を計上しております。

4款府支出金、1項府補助金、1目府補助金、普通交付金で3,644万円、特別交付金で244万4,000円を減額しております。

先ほど歳出で説明いたしました財源充当分でございますが、突発的な支出見込みに対する分を除いているため、歳出の減額と同額計上ではございません。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金で9,000円を計上しております。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で総額10万3,000円を減額しております。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で3,682万4,000円を計上しております。  
前年度繰越金の確定額を反映したものです。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金で27万5,000円を計上しております。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。まず、歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで議案第20号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第20号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第20号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第24、議案第21号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第21号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,049万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億909万7,000円とするものです。

主な提案内容は、支出見込み精査による基金積立金の増額でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第21号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件について、御説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

なお、歳入につきましては、歳出の保険給付費等に対する法定の公費負担分等となっておりますので、細部の説明は省略させていただきます。

1款保育料、1項介護保険料で152万4,000円を計上させていただいております。令和7年1月末現在時点での最新の調定額でございます。

3款国庫支出金では、1項国庫負担金で9万8,000円の減額、2項国庫補助金では

9万5,000円の減額でございます。国の負担金でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金では、2号被保険者の負担分として7万3,000円を計上させていただいております。

8ページ。

5款府支出金では、1項府負担金で29万5,000円、2項の府補助金で6万5,000円の減額計上。府の負担分でございます。

下段の7款繰入金、1項一般会計繰入金では、保険給付費等の町負担分として、9ページでございます、3万1,000円の減額をさせていただいております。

2項基金繰入金では670万2,000円の減額をしております。

8款繰越金、1項繰越金では1,559万円を計上しております。前年度の実質出資額の残額を繰越金として計上させていただいております。

続きまして、歳出でございます。

まず、下段の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費でございます。1目居宅介護サービス給付費では500万円の減額をさせていただいております。支出見込額の減に伴うものでございまして、請求により、訪問介護の給付が約500万円減額となっております。

3款3目の施設介護サービス給付費では437万円の増額計上をさせていただいております。支出見込みに伴う増でございます。請求によりまして、介護老人保健施設への給付が約810万円の増、それから介護医療院に対する給付は、逆に389万円の減額となっております。利用者、利用日数等の増減によるものだと考えております。

11ページでございます。

4項の高額介護サービス等費でございます。これにつきましては、支出見込額に基づきまして113万2,000円の増額をさせていただいております。

下段の3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費でございますが49万2,000円の減額をさせていただいております。住民主体の通いの場補助事業についての支出見込みに伴う減額でございます。

3項の包括的支援事業・任意事業では、支出見込額に伴いまして12万円の減額をさせていただいております。

7款基金積立金、1項基金積立金では1,070万1,000円の増額計上をさせていただいております。今年度の基金積立てを1,070万3,000円を予定しております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。まず、歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで議案第21号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第21号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第21号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第25、議案第22号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第22号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ94万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,669万8,000円とするものです。

主な提案内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 議案第22号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について、御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金では25万7,000円の計上をさせていただいております。

まず、1目一般会計繰入金では46万7,000円の減額でございまして、事務費繰入金では、歳出の一般事務事業、後期高齢者医療事業の減額に伴って11万3,000円の減額を、2節の保険基盤安定繰入金では、金額通知に伴う増額として6万5,000円を、3節の事業費繰入金については、健康増進推進事業の減額によりまして41万9,000円の減額をいたしております。

それから、療養給付費繰入金ですが、令和6年度の負担金並びに令和5年度の金額確定に伴って、それぞれ23万円と49万4,000円の増額計上をさせていただいております。

4款繰越金、1項繰越金では68万8,000円を計上させていただいております。前年度実質収支額の残額を繰越金として計上させていただいております。

8ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費では、支出見込み等によりまして5万円の減額をさせていただいております。

2項徴収費につきましても、支出見込みにより6万3,000円の減額をいたしております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金では156万6,000円の計上をさせていただいております。納付金として、保険基盤安定負担金並びに療養給付費負担金、療養給付費負担金過年度精算分の合わせて156万6,000円を計上させていただいております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございます。これにつきましては、9ページで、8万9,000円の減額をさせていただいております。令和5年度の補助金、健康診査並びに長寿健康増進に係る補助金確定に伴う返還金の減額でございます。

4款保健事業費、1項保健事業費では41万9,000円を減額いたしております。人間ドック委託料の支出見込みに伴う減額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。まず、歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで議案第22号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第22号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第22号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君）　日程第26、議案第23号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君）　議案第23号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第4号）の件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入既決予定額7, 996万6, 000円及び収益的支出既決予定額8, 487万7, 000円に、それぞれ1万1, 000円を追加し、収益的収入予定額を7, 997万7, 000円に、収益的支出予定総額を8, 488万8, 000円とするものです。

内容といたしましては、昇給に伴います給与及び法定福利費引当金繰入額の増額でございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君）　議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）　失礼いたします。

議案第23号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第4号）の件につきまして、御説明させていただきます。

最終の8ページをお願いいたします。

収益的支出から御説明させていただきます。

1款簡易水道事業費用、1項営業費用、3目業務及び総係費、賞与等引当金繰入額で1万1, 000円の増額補正を計上させていただいております。内容につきましては、昇給によります賞与引当金で9, 000円、同じく昇給によります法定福利費引当金繰入額で2, 000円の増額補正でございます。

続きまして、収益的収入について御説明させていただきます。

1款簡易水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金、一般会計補助金、人件費分で1万1, 000円の増額補正を計上させていただいております。以上で簡易水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君）　これから質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。まず、収入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで収入の質疑を終わります。

次に、支出の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで支出の質疑を終わります。

最後に、収入支出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで議案第23号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第23号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第23号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第27、議案第24号、令和7年度笠置町一般会計予算の件、日程第28、議案第25号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件、日程第29、議案第26号、令和7年度笠置町介護保険特別会計予算の件、日程第30、議案第27号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第31、議案第28号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計予算の件の5件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第24号、令和7年度笠置町一般会計予算の件について、提案理由を申し上げます。

7年度の歳入歳出予算総額は18億134万円で、対前年度比11.8%増、1億9,016万6,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型や社会資本整備総合交付金、障害者自立支援事業交付金など、国庫支出金が1億4,628万6,000円、京都地域連携交付金や後期高齢者医療保険基盤安定負担金など、府支出金が7,248万1,000円、寄附金では542万3,000円を計上しています。

地方交付税は歳入総額の48.3%となる8億7,000万円、繰入金は、臨時財政対策債償還基金費分を含めた減債基金からの繰入れが1,502万4,000円、財源調整としての財政調整基金の繰入れが2億7,984万1,000円、全体で3億928万3,000円を計上しています。

また、町債は、過疎対策事業債など、総額9,140万円の借入れを予定しています。

歳出の主なものは、総務費では、基幹系システムの標準化やガバメントクラウドへの移行費用など、電算システム管理事業に7,680万9,000円、防災情報等受信サービス提供事業として、防災アプリを搭載したタブレット端末を全世帯へ配布する経費に7,867万2,000円、また、新会社設立準備事業に250万円、高校生通学費補助事業に58万円を計上しています。

民生費では、障害者の自立支援のための事業や福祉医療費の給付、地域福祉計画の策定など、社会福祉費、総務費に1億8,602万7,000円、介護保険特会や後期高齢者医療特会への繰出金事業に9,369万円、児童手当支給事業や笠置未来っ子応援事業など、児童福祉費に6,795万6,000円。

衛生費では、予防接種事業に1,046万9,000円、簡易水道事業に5,694万5,000円、塵芥処理費の広域行政事業として、相楽東部広域連合への負担金やごみ処理広域化検討事業などに5,227万7,000円を計上しております。

農林水産費では、森林経営管理事業や林道維持事業などに3,312万9,000円。

商工費では、さくら保全事業や各種イベント事業に対する補助金、観光施設の維持管理経費など、観光事業として1,609万1,000円、産業会館の運営経費に1,390万1,000円を計上しております。

土木費では、道路維持事業に4,472万5,000円、橋梁維持事業に2,281万

6, 000円を計上しています。

教育費では、相楽東部広域連合負担金の増額に伴い1億486万1, 000円を計上。

公債費では、前年度から1, 598万8, 000円の増額の1億6, 104万4, 000円を計上しています。

続いて、議案第25号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和7年度笠置町国民健康保険特別会計予算総額は、歳入歳出それぞれ2億516万1, 000円を計上しています。

主な歳入につきましては、保険税が1, 989万1, 000円、府支出金が1億7, 185万7, 000円、繰入金が1, 174万円でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費で1億4, 904万6, 000円、国民健康保険事業費納付金で5, 012万2, 000円を計上しております。

続きまして、議案第26号、令和7年度笠置町介護保険特別会計予算の件についてでございます。

令和7年度笠置町介護保険特別会計予算総額は、歳入歳出それぞれ2億8, 117万8, 000円を計上しております。

主な歳入につきましては、保険料が5, 060万1, 000円、国庫支出金が6, 619万8, 000円、支払基金交付金が7, 040万5, 000円、繰入金が5, 188万円でございます。

歳出の主ものにつきましては、保険給付費で2億5, 526万3, 000円、地域支援事業費で2, 329万1, 000円を計上しております。

続きまして、議案第27号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件についてでございます。

令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算総額は、歳入歳出それぞれ7, 551万3, 000円を計上しております。

主な歳入につきましては、保険料が2, 704万4, 000円、繰入金が4, 782万5, 000円でございます。

歳出の主ものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で7, 313万4, 000円、保健事業費で157万4, 000円を計上しております。

続きまして、議案第28号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計予算の件でございます。

令和7年度笠置町簡易水道事業会計予算の収益的収入につきましては、対前年度  
1, 697万7, 000円増の9, 468万4, 000円、収益的支出は、対前年度  
2, 005万円増の9, 726万4, 000円を計上しております。

収入の主なものといたしましては、他会計補助金で、対前年度1, 775万3, 000円  
増の5, 388万5, 000円を計上しております。

次に、支出の主なものといたしましては、委託料で、対前年度867万9, 000円増の  
2, 329万9, 000円を計上しております。

資本的収入につきましては、対前年度比5, 800万円増の6, 040万9, 000円を、  
資本的支出につきましては、対前年度5, 975万1, 000円増の7, 345万  
3, 000円を計上しております。

収入の主なものといたしまして、企業債5, 820万円を計上しております。

次に、支出の主なものといたしましては、建設改良費で、中央監視及びテレメータ更新工  
事で5, 830万円を計上しております。

以上、一括ではございますが、御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上  
げます。以上でございます。

議長（西 昭夫君）　日程第27、議案第24号から、日程第31、議案第28号につきまし  
ては、本日は提案理由の説明にとどめます。

---

議長（西 昭夫君）　これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は、3月21日午前9時30分から開会します。

通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散　　会　　午後3時41分